

みんなで創る いばらき の未来



平成25年3月

茨城県

はじめに

本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来に伴い、県民ニーズの多様化や地域コミュニティの希薄化など、地域社会を取り巻く状況が大きく変化しています。

平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災を契機として、公益性の高い市民活動の重要性が高まり、平成 10 年 12 月に特定非営利活動促進法が施行され、今日、NPO 法人の地域社会に対する役割も増してきています。

東日本大震災では、地域や家族の絆が見直されるとともに、NPO やボランティアなどが真っ先に被災地に入って活動する姿や、遠方への避難を余儀なくされている被災者に対する支援を行っている活動が数多く報告されています。

平成 25 年 2 月末現在、県内の NPO 法人数は 691 となり、福祉、子どもの健全育成、社会教育、まちづくりなど様々な分野において、NPO 活動が活発に行われ、地域課題の解決に取り組む NPO が社会的サービスの一端を担うなど多くの実績を上げています。

東日本大震災の前年、平成 22 年 6 月 4 日には、鳩山政権により、「人々の支えあいと活気のある社会。それをつくることに向けたさまざまな当事者の自発的な協働の場が『新しい公共』である。」という「新しい公共」宣言が出されました。

そこで、本県では、地域の課題を提示しつつ、新しい公共の担い手となる県民一人一人、NPO、企業、団体、行政などが、どのように新しい公共を進めて行くのか、新しい公共として何をを目指すのかなど、2030 年頃までの長期的な視点にたった「茨城県新しい公共推進指針 ～みんなで創る いばらき の未来～」を策定しました。

この指針を活用しながら、共に助け合い、それぞれの分野で力を出し合い、いばらきの未来を創っていきましょう。

結びに、「茨城県新しい公共推進指針」の策定にあたり、熱心に議論を頂いた「茨城県新しい公共推進指針策定検討会」の池田幸也委員長をはじめ各委員の皆様、貴重なご意見、ご提言を頂きました皆様に心から感謝いたします。

平成 25 年 3 月

茨城県 生活環境部長 泉 幸一

目次

『茨城県新しい公共推進指針 ～みんなで創る いばらき の未来～』の概要.....	1
第1章 指針について	3
1. 指針策定の背景と目的 ～「いばらき」における＜新しい公共＞の推進と未来～.....	3
2. 指針の対象 ～新しい公共の担い手は誰？～.....	6
3. 目標と時期.....	6
4. キーワードの解説.....	7
第2章 みんなの社会(新しい公共)が必要とされる地域の状況	8
第3章 新しい公共の推進により, みんなで目指す社会像の例	12
第4章 指針の3つの戦略	13
戦略1：みんなでいっしょに ～活動を知り, 仲間とつながる機会を増やす～.....	13
戦略2：みんなの参加 ～参加しやすい組織づくり～.....	17
戦略1, 2に関して, 中間支援組織に期待される役割.....	26
戦略3：みんなをつなぐ仕組みづくり ～みんなで課題解決をすすめよう～.....	27
みんなをつなぐ仕組みをつくる上での行政の役割.....	35
第5章 今後の新しい公共の推進体制と取り組み	36
<資料編>	37
1. 「茨城県新しい公共推進指針策定検討会」の概要.....	38
2. 新しい公共における課題.....	40

『茨城県新しい公共推進指針 ～みんなで創る いばらき の未来～』の概要

茨城の地域課題を提示しつつ、茨城県民一人一人がどのように「みんなの社会」を創造するか、市民と組織の開発を進め「新しい公共」を形成する方向性を示すため、「茨城県新しい公共推進指針策定検討会」（委員長：池田幸也（常磐大学コミュニティ振興学部教授）、行政、事業者、福祉団体、NPO 等からなる委員 13 名で構成）によって検討・策定された。

第 1 章：指針について

1. 指針策定の背景と目的
2. 指針の対象
3. 目標と時期
4. キーワードの解説

第 2 章：みんなの社会（新しい公共）が必要とされる地域の状況

第 3 章：新しい公共の推進により、みんなで目指す社会像の例

第 4 章：指針の 3 つの戦略

戦略 1：みんなでいっしょに ～活動を知り，仲間とつながる機会を増やす～

戦略 2：みんなの参加 ～参加しやすい組織づくり～

※ 戦略 1, 2 に関して，中間支援組織に期待される役割

戦略 3：みんなをつなぐ仕組みづくり ～ みんなで課題解決をすすめよう～

- ① 学びあいの仕組み
- ② 市民同士の助けあいの仕組み
- ③ 組織の協働の仕組み
- ④ 多様な働き方ができる仕組み
- ⑤ 社会貢献をみんなで応援する仕組み

※ みんなをつなぐ仕組みをつくる上での行政の役割

第 5 章：今後の新しい公共の推進体制と取り組み

1. 新しい公共推進委員会の設置
2. 指針の具体化
3. 新しい公共推進コーディネーター（仮称）の育成

資料編

1. 「茨城県新しい公共推進指針策定検討会」の概要
2. 新しい公共における課題

参加と協働で「みんなの社会」を実現するための3つの戦略・25のアクション

戦略	アクション	
戦略1 みんなでいっしょに ～活動を知り、仲間と つながる機会を増や す～	アクション①	新たな生活をはじめるときに仲間を探してみる
	アクション②	学んだことを生かす
	アクション③	行事や集まりに誘われたら、顔をだしてみる
	アクション④	活動に興味を持ったら、まず調べてみる
	アクション⑤	学校の学びの中で、地域の活動を知る
	アクション⑥	役を頼まれたときは、やりたいことができている仲間をつくれるチャンスと捉える
	アクション⑦	助けられ上手になる
戦略2 みんなの参加 ～参加しやすい組織 づくり～	アクション⑧	前例踏襲をやめて、みんなからアイデアを募る
	アクション⑨	自分たちができること課題解決にチャレンジ
	アクション⑩	活動成果や、企画する楽しさを構成員に伝える
	アクション⑪	多様な人の出番をつくり、関われる人を増やす
	アクション⑫	スタッフを増やし、事業の企画力を高める
	アクション⑬	新たな社会課題を解決するため、活動を企画して実践してみる
	アクション⑭	地域円卓会議で他組織と協働し、課題解決で成果をあげる
	アクション⑮	会計報告や情報公開に力を入れ、組織や活動の見える化を図る
	アクション⑯	市民がNPOを知ったり、関係者と接する機会を増やす
	アクション⑰	寄付やボランティアで参加する市民を増やし、組織の基盤を強化する
戦略3 みんなをつなぐ仕組 みづくり ～みんなで課題解決 をすすめよう～	アクション⑱	学びあいの仕組み
	アクション⑲	市民同士の助けあいの仕組み
	アクション⑳	組織の協働の仕組み
	アクション㉑	多様な働き方ができる仕組み
	アクション㉒	社会貢献をみんなで応援する仕組み
3つの戦略を支える 推進体制と取り組み	アクション㉓	新しい公共推進委員会の設置
	アクション㉔	指針の具体化
	アクション㉕	新しい公共推進コーディネーター（仮称）の養成

第1章 指針について

1. 指針策定の背景と目的 ～「いばらき」における＜新しい公共＞の推進と未来～

「新しい公共」と東日本大震災がもたらしたもの

東日本大震災の年を象徴する漢字一文字に選ばれたのが「絆」でした。奇しくもこの年に、「新しい公共支援事業」¹はスタートしました。

「人々の支え合いと活気のある社会。それをつくることに向けたさまざまな当事者の自発的な協働の場」を「新しい公共」としています。これが震災の前年の6月4日に内閣府が設けた「新しい公共」円卓会議の構成員の総意として出された「新しい公共」宣言の書き出しです。「新しい公共」宣言では、「日本の地域や民間にあった、失われつつある『公共』を現代にふさわしい形で再編集し、人や地域の絆を作り直すことをめざすこと」を提起しています。すなわち「新しい公共」の「新しい」とは、現代において失われつつある人と人や地域のつながりのことで「**新たなつながりを創る**」宣言ということになります。では、だれが、どのようにつながりを創るのか。これが＜新しい公共＞の推進に関わる最大のテーマです。

この実現のためには、**住民の主体的な社会参加と組織化の推進**に加え、**行政の支援と住民との協働**が欠かせません。

新しい公共支援事業とこれから

茨城県新しい公共支援事業運営委員会は、県生活環境部生活文化課県民運動推進室が所管となり、平成23年4月21日に設置されました。運営委員会は、新しい公共支援事業の実施に関するガイドラインに基づき、官民が協働して熟議することから始まりました。第1回の会議においては、支援事業の実施に関する予算の決定・執行及び会議の回数などについて、当初の予定を変更し、開催回数を大幅に増やすことなどが決まりました。運営委員会はほとんどが夕刻からのスタートでしたが、県庁各課の責任者や担当者も毎回出席し、新しい公共のガイドラインに沿った、透明性・公平性・公開性をいかに確保するかの視点に立って議論が交わされました。これは、「**官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となるための支援**をいかに行うか」という事業の主旨を実現したいという関係者の思いの賜物でした。

二年間の新しい公共支援事業の推進がどのような成果と影響をもたらしたかは、今後の評価を仰がなければなりません。

¹ 新しい公共支援事業は、新しい公共の活動の阻害要因を解決することにより、新しい公共の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しし、新しい公共の拡大と定着を図ることを目的として内閣府が推進する、平成22年度補正予算による87.5億円の事業です。本県でも2年間で1億7,200万円の予算が、市民活動・協働の基盤整備事業に活用されました。本指針もその一環として作成されました。

しかし、「新しい公共」ということばで語られ、推進された本事業の意義を再確認し、その課題と今後について述べていきます。

「公共」とは「みんなの社会」のこと

「新しい公共」は先に述べたとおり「現代において失われつつある人や地域の絆を創る」ことです。しかし、「新しい公共」宣言に掲げられた「人や地域のつながり」が「公共」のことばと重なるという理解は、すべての人の賛同を得られないかもしれません。「新しい公共」の今後を考えるうえで欠かせないのは、一つ一つのことばを吟味し、これからの社会形成に必要とされる、つながりを新たに創り出す論理を再構成していくことだと思います。

公私の別といえば、パブリック（public）とプライベート（private）の違いをわきまえるということとされます。プライベートは私的利益や個人的志向を意味しますが、「公共」を意味するパブリックのイメージは多様です。

「公共」には、公共事業に代表される国や地方公共団体の仕事のイメージや公共心のように社会的規範の啓発や教育に関わるイメージがあります。こうしたことから、「公」といえば国や地方の行政の役割が強く認識されがちです。

「新しい公共」宣言冒頭の『人々の支え合いと活気のある社会。それをつくることに向けたさまざまな当事者の自発的な協働の場』が『新しい公共』である」という一文を読み返してみると、これは行政によって創るものではないことが明らかとなります。

現代の日本語の漢字熟語の多くが欧米のことばの翻訳語としてつくられたことを勘案し、「公共」という言葉の変遷を整理してみます。

まず、パブリック（public）という言葉の日本語訳の一つに「公共」という言葉にたどり着きます。さらに、「公共」という言葉には、「行政」という意味もあります。

「行政」は、国民の様々な意志を反映した組織であることから、やわらかな言葉で言えば、「みんなの」という表現に置き換えることができます。

このようなことから、パブリック（public）は、みんなで一緒に考え、みんなのために、みんなで役割を担い、みんなが情報を共有する社会の在り方のことを示すということになります。これは「自治」のことです。

こうして「新しい公共」とは住民参加による自治、「**新たにつくるみんなの社会**」と言い換えることができます。この実現は、特に国家に対する自治の拡充を大前提にしなければなりません。もちろんこれは、国や地方の財源問題の是正から発した問題に矮小化することは、自治の本質を見失います。仮に税の問題として捉えても、前提となるみんなの声の反映が十分に行われているか、パブリック（public）が問われることとなります。

茨城県内における「新しい公共支援事業」のお金も、「新たにつくるみんなの社会」をめざす寄付やお金を出し合う機会や場を創出し、**みんなの事業を協同して起業し、運営する**ことで「新たに創るみんなの社会」の実現への第一歩を踏み出すことができたのではないかと思います。

担い手としての市民

「みんなの社会」をつくらうとする人々はだれか。それをここでは「市民」と表現します。近代の西欧社会の市民革命以来「市民」は、**自分たちで自分たちの社会を創ろうとした人々**という意味のことばです。「市民」ということばの歴史、とらえ方は多様ですが、現代において「みんなの社会」をみんなで創る、そのメンバーである一人ひとりが「市民」です。

日本の江戸時代、特に商業が盛んに行われていた大阪の堺の町などに代表されるいくつかの都市では、自治が行われていました。このような商業都市における町の担い手である「町人」を現代のことばに当てはめれば「市民」になります。ここに「みんなの社会」の日本のモデルがあります。このモデルは、封建社会の経済基盤の上に成り立つものであった点は現代社会とは異なります。しかし、地域経済が自治の原動力となっている点は現代でも変わりません。

このように考えると、日本の自治都市における町人の在り方にみられるように、欧米の「市民」によるまちづくり、パブリック（public）の営みが日本にも存在していたといえるわけです。

現在、多くの人々は企業に雇われ、居住圏から離れた職場で働いています。その結果、居住圏の事柄には無関心となり、無責任を生みやすく、地域の孤立化を助長する傾向もあります。人とのつながりの重要性は、災害時はもちろん、高齢社会における孤独死の防止でも必要とされています。こうした、**社会課題にボランティア(自発的)に取り組む人**を「市民」と呼ぶことができます。直接的な自分の利益のためではなく、**他者への貢献を互いの助けあい**（＝おたがいさまの関わり）**として行う**ところに「みんなの社会」を構想するパブリック（public）が成り立つのです。

「みんなの社会」づくり ～茨城の今日から明日～

「みんなの社会」はみんなの参加が前提です。参加とは関わることですが、それは生活を通じた人との関わりにはほかなりません。朝起きてから夜寝るまでに、だれと出会い、どのように関わり、どのような役割を互いに担うことができたか。会社や商店や田畑で働くこと、学校に通うことも参加です。その成果をいかに他の人と分かち合うかです。これには、経済的効率や目先の利潤の拡大のみに囚われない生き方と安定的な生活基盤の確保を前提とします。この点で、**地域経済の持続可能な経営**は「みんなの社会」の必要条件ということがいえます。試行錯誤しながらも、地域の課題に挑戦し、人と人、人と組織をつなぎ、協働をデザインし、地域から起業する経済活動の開拓も必要です。

また、既存の行政の枠に縛られていては「みんなの社会」のデザインを自由に描くことはできません。自分たちの社会の創造は、顔の見える関係、互いの役割を交換できる仕組みなど、新たな関係づくりを身近な地域で具体化することからはじまります。

その第一歩は、**仲間(同行者)を募る**ことです。次に、仲間と「みんなの社会」をデザインしていただくことです。「みんなの社会」は、自宅から歩いて行ける範囲の地域かもしれません。または同じ課題に関心を持つ人々の広域的なつながりかもしれません。これらの新たな関係づくりに取り組む人と組織が連携・協働し、地域社会を再構成することが「新たにつくるみんなの社会」です。

こうした取り組みは、すでに茨城県内でもたくさん行われています。地域の人と人の関係づくりは、

子育てや高齢者サロン、たまり場づくり、不登校の子どもたちの支援、障害（児）者とその家族の支援、商店街やまちの活性化、定住外国人や被災者の支援活動など、様々な人と団体が課題に挑戦しています。

人と組織がネットワークを形成し、「みんなの社会」の実現をめざす「市民」をさらに開拓していくことは「新しい公共支援事業」の成果を明日に受け継ぐことになるはずです。

いばらきの未来と「みんなの社会」

この「茨城県新しい公共推進指針」は、課題を提示しつつ「みんなの社会」を創造する人と組織の開発を進めるための**熟議を続けていく場の確保**を提案しています。

これを踏まえて、この指針を一つずつ着実に実行していくことで「**いばらきの未来**」を「**みんなで創る**」ことができると確信しています。

2. 指針の対象 ～新しい公共の担い手は誰？～

どうすればみんなが幸せになるかを考え、行動するすべての人と組織が新しい公共の担い手です。

担い手となる組織は、NPO 法人、ボランティア団体、学習団体、スポーツ団体、コミュニティ団体、労働団体、協同組合、教育機関など民間の非営利組織、さらには企業などの営利組織も社会課題の解決のために自らの資源を用いて他の組織と連携して社会貢献に取り組むとき、新しい公共の担い手となります。また、行政機関も民間の非営利組織と協働して取り組むことで、新しい公共の実現のよきパートナーとなります。

このような人々とその組織が仲間に働きかけ行動することでも、新しい公共の担い手は広がっていきます。

3. 目標と時期

子どもたちとその次の世代が安心して暮らせるいばらきの地域づくりが目標です。当面は、日本の後期高齢者の占める割合がピークを迎えるとされる 2030 年代までに、地域に応じた**参加と協働の具体化**をすすめます。

4. キーワードの解説

NPO とは

社会課題の解決のために市民が自主的に組織し、利益の分配を目的としないで活動する民間組織。広義の NPO という場合は学校法人や公益法人を含めることもありますが、本指針では、特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づく特定非営利活動法人（NPO 法人）や、法人格をもたない任意団体で、地域の課題解決に取り組んでいる市民活動団体のことを NPO と称することにします。

マルチ・ステークホルダー・プロセスとは

多様なステークホルダー（利害関係者）が対等な立場で対話して合意をつくり、協働して課題を解決していくプロセス（過程）を意味します。国際社会の多様な場面で活用されてきました。我が国では、「社会的責任に関する円卓会議」（平成 21 年 3 月設立）において提唱されており、事業者団体、消費者団体、労働組合、金融セクター、NPO・NGO、専門家、政府などの多様な担い手が、課題を共有した上でそれぞれ何ができるか、どんな協力ができるかについての協働戦略をつくり取り組んでいます。新しい公共に関する事業では、このプロセスに沿ってみんなで話し合い、共に課題解決にあたることを基本にしています。それぞれ異なる団体の視点や資源を出し合うことで、ひとつの組織や行政だけでは取り組めないことにも取り組むことができます。

地域円卓会議とは

様々なセクターの人が主体的に集い、マルチ・ステークホルダー・プロセスの考え方に沿って、1 組織ではできない新たな協働の取り組みを具体化する会議及びそのプロセスのことです。事務局がつくった案に意見をいうだけの会議ではなく、何について議論するかについても各自が考えを出し合い、課題や何を達成するかについて共有します。そして課題解決のための具体的な方策について意見を出しあい、実際の協働に結び付けていきます。

上記の「社会的責任に関する円卓会議」の地域版として、経済団体、労働団体、生協、マスコミ、行政、NPO の関係者による実行委員会が、2011 年 2 月に全国初の「地域円卓会議 in 茨城」を開催しました。会議では、農業、買い物支援、市民活動支援などが協議され、コミュニティ組織、福祉団体と生協が協力した移動販売や、様々な主体が協力して寄付募集と仲介を行う「いばらき未来基金」などが事業化され、議論も継続しています。



第2章 みんなの社会(新しい公共)が必要とされる地域の状況

少子高齢化，経済のグローバル化，人々の意識やライフスタイルの変化，雇用の在り方の変化など様々な社会的動向は，人々のつながりに影響を及ぼしています。「無縁社会」という言葉に象徴されるように，人々が孤立化する傾向がある中で，新しい公共は，人のつながりや支えあいの再生を目指します。

家族や世帯の変化

祖父母世代と若夫婦とその子どもたちが同居する大家族だけでなく，核家族も減少傾向にあります。働き方や学び方の多様化により，家族で食事や休日を共に過ごすことが難しい状況が少なくありません。

高齢社会の到来と少子化の進行と共に，単独世帯（一人暮らし）が増えています。高齢者の一人暮らしの増加のほかに，晩婚化，未婚化や離婚率の上昇などもあって，世帯の姿は変わってきています。

職場の変化

終身雇用型のいわゆる日本的経営が過去のものとなり，派遣社員や契約社員での雇用が増加し，かつては多かった社員向けの行事や職場の親睦組織も減り，職場の人間関係が以前よりも希薄化しています。こうした中で，新たなかたちで親睦の機会を復活させる動きも起きてきています。

コミュニティ組織の変化

茨城は，自治組織の数が多い県ですが，自治会への未加入世帯は増加傾向にあります。少子化によりお祭りなどの地域行事の実施が難しくなったり，小中学校が統合閉鎖されるといったことも各地で起きています。子ども会，青年会，婦人会などに関わる人が減り，活動が停滞する傾向がみられます。ボランティア・グループも，多くの組織において若い人が増えないことが課題になっています。

「共同」から「サービス」への変化

かつて，生活課題を抱えた人が集まって，共同で保育をしたり，障害児の親が集まって作業所をつくる，安全な食を求めて生協をつくる，といった共同，協同して何かをつくる取り組みが多くありました。介護や保育，障害者福祉の分野で制度化が進んだ半面，かつては保護者と指導員と一緒に協力して施設を運営していたのが，サービスを提供する側と受ける側の関係に変化してきています。みんなで協力して行う行事が減り，役割を分担してみんなで組織を運営する機会が減っています。そして，子ども会やPTAをはじめ，多くの組織で役員を引き受ける人がいない，といったことが増えています。

人と交流する機会や場の減少

かつては，子どもにとっては駄菓子屋や空き地が，大人にとっては地域の商店が，日々人と話をする社交場でした。こうした場が減り，子どもたちは部屋に，高齢者も家にこもりがちの人が増えています。人づきあいの希薄化や閉じこもりは，子どもの社会性，コミュニケーション力や健康にも影響を及ぼし

ます。また、郊外に大型店舗が増える中で、まち中の店が減ってきました。車を運転しない高齢者が増える中で、歩いて買い物に行ける店がないという「買い物難民」が問題視されるようになりました。

地域によって異なる問題

一部の農村地域では、若い世代がほとんどいない限界集落の問題が深刻化し、県北山間地域など高齢化率が高い地域では、地域での生活に必要な買い物や福祉医療や産業をどう維持し、次世代につないでいくかが課題になっています。都市部でも、買い物難民の問題だけでなく、周りに人はいても交流がなく、一日中誰とも会話せずに生活している人が少なくありません。

すべての人に「居場所」と「出番」を！

何かあっても頼れる人がまわりにいない、いわゆる「無縁社会」を不安に感じる人が増えています。上記のような要因から、地域における人のつながりは依然よりも弱まっています。新しい公共の議論で、「居場所と出番」が重視されるのは、こうした状況があるからです。けれども、一人ひとりが、そしてあらゆる組織が、少しずつ考え方や動き方を変えていけば、再び人のつながりをつくることは可能です。

	1990年	2000年	2010年	2020年	2030年
計(千人) ²	2,845	2,986	2,969	2,790	2,577
			→ +4.4%		→ ▲13.2%
0～14歳 ³	559	459	400	302	250
			→ ▲28.4%		→ ▲37.5%
15～64歳(A) ⁴ (生産年齢人口)	1,944	2,030	1,892	1,647	1,464
			→ ▲2.7%		→ ▲22.6%
65歳～(B) ³ 高齢者率	339 11.9%	495 16.6%	665 22.4%	839 30.1%	861 33.4%
			→ +96.2%		→ +29.5%
A÷B	5.7人	4.1人	2.8人	2.0人	1.7人
75歳～ ³	132	207	315	418	536
			→ +52.2%	→ +32.7%	→ +28.2%

※ この表は、川北 秀人氏(IIHOE[人と組織と地球のための国際研究所]代表)の調査をもとに、茨城NPOセンター・コモンズが整理したものです。

これは今後の茨城の人口構成の変化です。少子高齢化により、県全体では2030年頃には人口が**13%**減少すると予測されています。ゼロ歳から14歳までの人口は、2010年からの20年間で**4割**近く減少し、65歳以上人口は**3割**増加します。

² 茨城県(2006)『市町村別人口の推移』及び茨城県(2013)『高齢化の指標』

³ 茨城県『年期、年齢3区分別人口及び指数』及び総務省(2000)『国勢調査』及び茨城県『茨城県の人口(年齢別)』

⁴ 総務省(2000)『国勢調査』及び茨城県『茨城県の人口(年齢別)』及び茨城県(2013)『高齢化の指標』

人口構成の変化に合わせた地域づくり

子どもの人数の減少により、学校などの統廃合が進んでいます。一方で、団塊の世代をはじめ職場から地域に活動の場を移す人は増えていきます。今後は、このような変化に合わせた地域づくりが重要 です。

実際に、これまで子どもの教育施設として使っていた場所を、多世代の交流施設や地域福祉の拠点にしたり、行政が管理していた施設を地域の管理に移していく、といった変化が起きてきています。農家の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加がいわれる一方で、退職後に農業に関わりたいという人も多く、多様なかたちでの市民農園が各地にできてきています。地域に増える空き施設や土地を活用し、退職後に地域でのセカンドライフをしようとする人が活動する場や機会を増やす活動が、新しい公共を広げる上で重要な意味をもつでしょう。

茨城県の65歳以上の高齢化率は、2020年には30%を超え、6.5人に一人が75歳以上になるとの予測があります。2010年は生産年齢人口（15歳～64歳）2.8人でひとりの高齢者を支えていたのが、2020年には2.0人で支える状況になるといわれていますが、高齢者がいきいきと活動に参加する地域づくりができれば、地域は活性化します。そのためにも、今から、地域に居場所や出番を増やす具体的な取り組みをしていくことが重要です。

次世代が育つ環境づくり

少子高齢化の傾向に歯止めをかけるには、少子化対策、中でも子育てをしやすい環境づくりが重要なテーマになります。保育所をはじめとする児童福祉施設や学童保育などを充実させること以外に、子育てで悩んだときに、地域の先輩が悩みを聞いてくれる場や、親同士がつながれる場があることも重要です。地域の大人が、子どもたちが安心して外で遊べる環境をつくったり、スポーツや文化の活動を通じて子どもたちとふれあうなど、みんなで次世代を育てる取り組みを広げることも新しい公共のテーマになるでしょう。

生産年齢人口が減少する中で、どう就労を増やすか

少子高齢化により生産年齢人口の割合が減少すると、行政や企業の活動にも影響します。社会保障に必要な経費が増える中で、税収が減ると自治体の財政は厳しくなります。地域の産業経済にも大きな影響を及ぼします。様々な産業で労働力確保の問題が大きくなると考えられます。そこでこれから重要になるのが、「ワーク・ライフ・バランス」と「人的多様性」（ダイバーシティ）への配慮です。

ワーク・ライフ・バランス

仕事と家庭生活の調和を図る取り組みを「ワーク・ライフ・バランス」といいます。職場で、子育てなど家庭の状況に合わせて仕事の時間など配慮したり、必要なサポートが受けられるような環境をつくることは、少子化問題だけでなく、生活の質を高める上でも大切です。また個人の事情に合わせて多様な働き方ができるようになれば、女性や高齢者の就労者の割合を維持することもできます。ワーク・ライフ・バランスを進めるには、育児や介護のための休業を取りやすくするなど、企業や労働団体の取り組みも重要ですが、一人一人が自分のライフスタイルを考えたり、家族で話して協力したり、どうすれば多様な働き方ができる職場をつくれるか、みんなで考え協力することも大切になります。

人の多様性に配慮がなされる社会

多様な働き方ができる職場を増やすことと合わせて、これから重要になるのが、多様な人を受け入れるということです。定年の延長により高齢でも働く人が増える中で、加齢や病気に伴って何らかの障害をもつ人と共に働くことも増えるでしょう。障害がある人や、持病がある人、長く引き込もっていた、などのハンディがある人は、通常の勤務形態や職場環境では就職が困難になりがちです。そのようなハンディがある人に対して、何が困るかを聞いて働きやすい状況をつくったり、必要な訓練を行うなど、人の多様性（ダイバーシティ）に配慮した職場づくりを行うことで、これまで排除されやすかった人が、社会を支える側に立つことができます。職場以外の地域活動でも同じ考え方で多様な人を受け入れ、ハンディがあってもその人ができる活動の機会をつくるのが大切です。

例えば、茨城には、社会的ひきこもりの状態にある人が約 1 万 3 千人もいると推定されています。自分も社会に参加して役にたちたいと考えていても、きっかけや仲間、居場所を見つけにくいという状況があり、家族もまわりに相談できず孤立しがちです。社会との接点づくり、就労から自立へと進んでいけるようにするには、まわりが声をかけたり、本人や家族が参加しやすいサロンを開いたり、時間をかけて経験を積んで自信をつけていく訓練の場や、実習先、応援する人を増やすことが必要です。

多文化共生の地域づくり

現状でも、農業や食品加工の製造業などで多くの外国人が働き、地域産業を支えています。（平成 24 年 10 月末現在で約**2万人**⁵⁾）。外国人の定住化が進む中で、今後は一時的に働きに来ている人としてではなく、共に地域で生活をしている人として互いに関わっていくことが必要になります。意思疎通を図るには、日本語を学べる機会を増やしたり、やさしい日本語で文書を作成する、大事な書類は翻訳する、など言葉の壁を越える必要があります。幼い時期に日本に来たり、日本で生まれた外国籍の子どもの教育環境を整えるには、学校、行政、地域、企業の協力が必要です。世界とつながっている人たちが、言葉の壁を越えて様々な分野で活躍できるようになれば、地域も活性化します。多文化共生も今後の地域づくりの重要なテーマになるでしょう。

家族、職場、地域においてかつてあった人のつながりが弱まり、今後も人口構成の変化などに伴って大きな社会の変化が予測される中で、誰もが暮らしやすい地域社会をつくるには、どうすればいいでしょうか。この章で挙げた課題の多くは、人の生き方に関することであり、地域にある人材、組織、場所などが活きる仕組みをつくることで解決していけます。それらは行政だけでは解決することは困難です。行政も含めた地域の多くの組織と、一人ひとりが参加し協力することが必要です。この指針の表題にある「みんなで創る いばらき の未来」の趣旨はそういうことです。

地域の状況やそれぞれ何ができるかを学び、身近なところで人が助け合ったり、課題解決のために組織と組織が連携したり、多様な働き方ができる職場や多様な人を受け入れる地域づくりをすすめることが、新しい公共推進でまず掲げたテーマです。人との豊かなつながりがあり、多くの人が、自分らしく、いきいきと活躍し、誰もが安心して暮らせる未来を、一緒に実現していきましょう。

第 3 章で、未来の地域社会をイメージし、第 4 章で、新しい公共のテーマに沿ってできることを、個人、組織、地域全体、行政の順に紹介していきます。

⁵⁾ 茨城県『県内の外国人労働者数』

第3章 新しい公共の推進により、みんなで目指す社会像の例

みんなで持続可能な社会をつくっていくためには、それぞれが望ましい社会を展望し、目標を持つことが重要です。下記はその例示です。どんな社会を実現したいか、そのために自分たちができることが何かを考え、家族、地域、職場で話し合いながら進めましょう。指標は、地域の状況を把握したり、他地域と比較したり、取り組みの目標をつくったり、効果を測る際に役立ちます。何を指標にするかも仲間でも話し合い、地域の状況を調べるところから活動を始めることもできます。

みんなで目指す社会像の例	指標の例
高齢者が仕事で培った経験を、地域で活かせる居場所と出番が多様にある社会	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者サロンの数 ● 民家活用型の小規模多機能型デイサービスの数
誰もが人としての尊厳が守られ、地域とのつながりや愛着を感じて安心して生きていける社会	<ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪発生率
市民が生涯を通じて学習でき、学んだことが実践でき、地域に活かされる生涯学習社会	<ul style="list-style-type: none"> ● 趣味や学習のサークル数 ● 放課後学級や夜間学校の数、または生徒数
子育てや介護などライフステージに合わせて、仕事と生活の調和がとれた働き方ができる社会	<ul style="list-style-type: none"> ● 未婚率や出生率 ● 第一子出産前後の継続就業率
悩んだときに、家族、仲間、地域で相談でき、必要な公的サービスが受けられる社会	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民団体による相談窓口の数 ● 同行型の生活支援サービス実施団体数や利用人数
男性も女性も、性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会	<ul style="list-style-type: none"> ● 組織の代表に占める女性の割合 ● 男女雇用機会均等法の理解度
単身世帯でも社会とのつながりが保て、いざというときに助けあえる孤立を生まない社会	<ul style="list-style-type: none"> ● 孤独死の件数 ● 自殺率
地域で解決できることは、地域の人々が考え協力して解決していける自治能力が再生した社会	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治組織の数
言葉や文化が異なる人が地域の一員として受け入れられ、ともに活動する多文化共生社会	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人自助組織の数 ● 外国人生徒の高校進学率
何度でも人生にチャレンジでき、挑戦する人と応援する人が夢を共有して幸せになれる社会	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内の寄付金額 ● 奨学金事業の数や対象人数
所属や立場を離れ、自由意志で発言したり、自分のすべきことをする市民が多い市民社会	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア団体やNPO法人の数 ● NPO法人の会員数
市民が気づいたことが、提言として行政や政治に届き、政策に反映される民主的な社会	<ul style="list-style-type: none"> ● 請願やパブリック・コメントの件数 ● 住民懇談会開催件数
子どもや少数の立場ゆえに発言しにくい人も含めて、互いの考えを尊重しあえる公平な社会	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの権利条約や障害者権利条約に関する指標
次世代のために、今取り組むべき課題に多様な主体が取り組んでいる責任を共有する社会	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域円卓会議の開催件数
規制や保護に頼らず、ルールを共有しつつ、新たな社会実験ができる自立した地域社会	<ul style="list-style-type: none"> ● 官民協働のモデル事業の件数 ● 特区制度を活用した実験の件数

第4章 指針の3つの戦略

戦略1: みんなでいっしょに ～活動を知り、仲間とつながる機会を増やす～

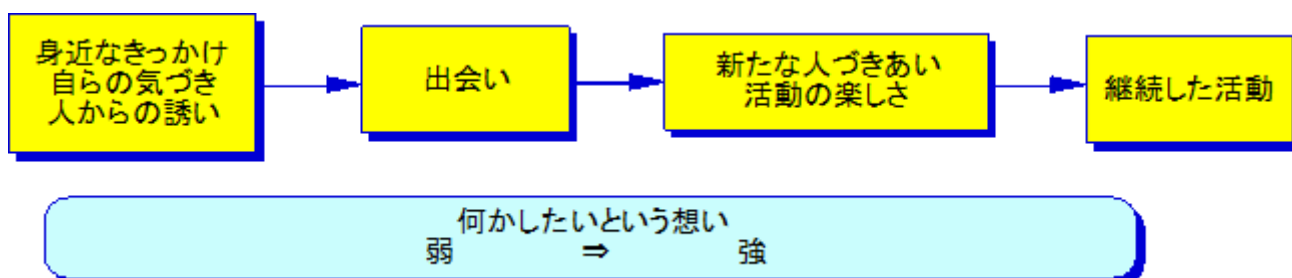
ポイント

- ひとりひとりが、活動のチャンスを活かし、何か役を引き受けましょう
- 日頃の活動に「地域貢献」の要素を加えましょう
- 企業、教育機関、行政は情報提供などで、活動参加を呼びかけましょう

誰かの役に立ちたいという想いを持っている人は多いと思います。ただ、きっかけがないと、どこで何をしたらいいかがわからず、特に活動していない人が多いのです。震災のときは、困っている人の情報が大きく報道されましたが、普段は困っている人が見えにくいだけで、困っている人や課題は常に存在しています。それが、見えない貧困であり、無縁社会や過疎、いじめや病気などの課題を抱え込むことからくる孤独やひきこもりといった課題です。

新しい公共は、みんなでいっしょに活動や交流をしたりして、人のつながりを増やし、孤独死や心の歪みからくる暴力などを防ぎ、困ったときに助けあえる関係、つまり市民によるセーフティネットをつくろうという取り組みです。人のため、まわりのためにできることを自覚して行動するのが市民活動です。市民活動は大げさなことではないのです。大事なことは「自分には関係がない」、「誰かがするだろう」、「そもそも行政がすること」などと考えずに、自分ができるところを、少しでも行動することです。一人ひとりが、身近なところにある課題に気づき、「自分がその立場だったらどうだろう」と自分のこととして考えることが大切です。「困ったときはお互い様」の気持ちによる助けあいの活動を、災害時だけでなく、日ごろから行うようにすることが、新しい公共が目指す、みんなでいっしょに安心して温かい社会をつくることです。

平時でも、活動のきっかけになりやすいことはあるので、それを生かして活動しましょう。いずれの場合も、きっかけがあり、少し動いてみたときに、いい人との出会いがあったり、楽しさややりがいを感じられると、活動の継続につながりやすいものです。



7つのきっかけを活かして活動しよう

アクション①： 新たな生活をはじめるときに仲間を探してみる

生活パターンが変わり新たなことへの関心が高まり、人の出会いが生まれやすいときがチャンスです。

新たな生活を始めるとき	活動のきっかけになりやすいこと
大学などの入学時	ボランティア・サークル，同好会の歓迎会
転居時	転居してきた母親のウェルカム・イベント
定年で仕事を終えたとき	定年者向けの「お帰りのさい」イベント
	職場での退職準備研修

アクション②： 学んだこと生かす

通常は自分たちのための活動ですが，得意なことを活かして学校でのゲストティーチャーや施設慰問，地域行事に協力したり，異世代の人，外国人，障害者，避難している人と共に活動すると（例えば，ふれあいお茶会，旅行，スポーツ）日常の活動に社会貢献の要素が加わります。

学んだこと	活動の例
語学	日本語や外国語の教室，国際交流，国際協力
会話・傾聴	交流サロン，傾聴ボランティア，読み聞かせ
歴史・旅	グループでの旅行，観光ボランティア
科学系の趣味	自然や天文の観察会，子ども向けの実験教室
音楽・ダンス系の趣味	音楽やダンスのサークル，歌声喫茶，音楽療法
映像関係の趣味	写真同好会，映画づくり
食や農に関する趣味	市民農園，園芸療法，蕎麦打ち
スポーツ系の趣味	少年団，運動サークル，マラソン大会，登山

アクション③： 行事や集まりに誘われたら，顔をだしてみる

地域に知人がいると，何かあった時に役立ちます。忙しくても関わられる範囲で，少しでも参加しましょう。

きっかけ	活動の例
子どもの関係	子ども会，PTA，スポーツ少年団など
地域の行事・組織の関係	祭りの会，消防団など
ボランティアの関係	地域のボランティア・サークル

アクション④： 活動に興味を持ったら、まず調べてみる

テレビやラジオ、本などで、何かの活動を聴き興味を持ったら、次のことをしてみましょう。

- インターネットや市民活動センターなどで、どのように活動に関われるか調べてみる。
- 活動に関係する団体のイベント（講演会、フォーラム、例会など）に参加してみる。
- ある程度情報を得てから、自分ができること、したい活動を考えて、活動を始める。

地域に活動したいグループが見当たらない場合は、個人でできることをしたり、自らグループをつくってみましょう。市民活動センターなどで、地域のグループや活動に関する情報を活用しましょう。

NPO は・・・

学校の授業や、PTA 行事などでの協力を想定し、講師派遣や見学、活動体験のメニューをつくったり、大学生などのインターンの受け入れ体制づくりをしましょう。こうした活動は、将来の活動の担い手や支援者を増やすことにもつながります。

市民活動センターは・・・

学校と地域の NPO を仲介できるよう、双方の情報やニーズを把握してコーディネート力の向上に努めましょう。

アクション⑤： 学校の学びの中で、地域の活動を知る

総合学習、環境学習、福祉教育など、授業の一環で、地域のボランティア・NPO の活動を調べたり、活動先の見学、活動体験、ゲストティーチャー派遣などで地域の団体と学校が協力することは、より多くの子どもたちが活動に関心をもつ機会となります。

PTA の親子行事で NPO を講師として招いたり、生徒会によるボランティア活動の企画など、学校は活動を知る機会を作りやすいところです。NPO などで活動を体験しつつ地域課題について学ぶサービス・ラーニングを実施することも、学習意欲や生徒の社会性を高める上で有効です。

学校や大学だけで地域活動の情報を集めたり、生徒や学生の活動の機会をつくるのは困難です。団体情報を持ち、ボランティア・コーディネートができる市民活動センターと学校とが協力して、ボランティア学習や体験に関するプログラムをつくっていくことが大切です。

アクション⑥： 役を頼まれたときは、やりたいことができている仲間をつくれるチャンスと捉える

毎春、PTA や子ども会の役員を選ぶ時期になると話題になるのが、役員を引き受ける人が見つからないという話です。役を引受けるのは損と考えがちですが、みんなが他人任せにしたら、祭りなどの行事を続けることも困難になり、子どもたちの環境をよくすることはできません。

みんなでいっしょに社会をつくる活動とは、こうした活動に一人ひとりが参加するところから始めることが大切です。役員になると、こんな活動があるのかという発見があり、学校の先生と地域の人と顔なじみになることも可能です。さらに新たな活動やルールなどをつくれるというメリットもあります。共に考えたことがかたちになれば、達成感や友人という財産を得ることもできます。

アクション⑦： 助けられ上手になる

自分や家族など身近なところで困ったことが起きたら、まわりに助けを求めることが大切です。「かっこ悪い」とか「迷惑をかけたくない」といった気持ちから問題や悩みを隠したり、抱え込むと、孤立やひきこもりにつながっていきます。相談されると人は助けたいくなるものです。

人助けをする人向けの講座は多く行われていますが、そのほかに課題をもっている人向けの講座やサロンも各地で行われています。一人で我慢して苦しくなる前に助けを求めることの大切さや、地域にある相談窓口の存在や利用の仕方を学び、「助けられ上手」になるための機会です。こうしたところに参加して他の人の体験を聞いたり、人とつながり、相談しながら課題を乗り越えていくことが大切です。行政の相談窓口のほかに、市民団体による相談も下記のように多様にあります。福祉や医療、法律などの専門家が中心になってつくっている NPO もありますし、患者の会、介護者の会、親の会など、課題の当事者が経験を分かち合うためにつくっているグループが、例会や電話相談などを行っています。自分が悩んだ経験を生かした活動ができるのが、こうした当事者による自助グループの活動です。

悩み	市民による相談・サロンなどの活動の例
学校でいじめや人付き合いに悩んだとき・・・	チャイルドライン
就職で悩んだとき・・・	キャリアカウンセリング、若者サポート
結婚で悩んだとき・・・	婚活相談、出会いのイベント
出産や子育てで悩んだとき・・・	子育てサークル、子連れママのグループ
子が不登校・ひきこもりになったとき・・・	フリースクール、青年のサロン、親の会
虐待、DV など暴力で悩んだとき・・・	電話相談
病気をもったとき・・・	難病、がん、精神の病などの患者会
障害をもったとき・・・	療育相談、親の会、障害者当事者団体
依存症になったとき・・・	断酒会、薬物依存者のグループ
犯罪に直面してしまったとき・・・	被害者相談、出所後の社会復帰支援活動
借金で行き詰まったとき・・・	消費者相談、ホームレス自立支援活動
離婚するとき・・・	シングルマザーの会など
介護が必要になったとき・・・	認知症、在宅介護、在宅医療に関するグループ
一人暮らしで話し相手がほしいとき・・・	地域の高齢者サロン、友愛訪問
生きていたくないと思ったとき・・・	いのちの電話、よりそいホットラインなど

戦略2:みんなの参加 ～参加しやすい組織づくり～

ポイント

事業改革: アイディア出し, 新事業にチャレンジ, 活動の見える化

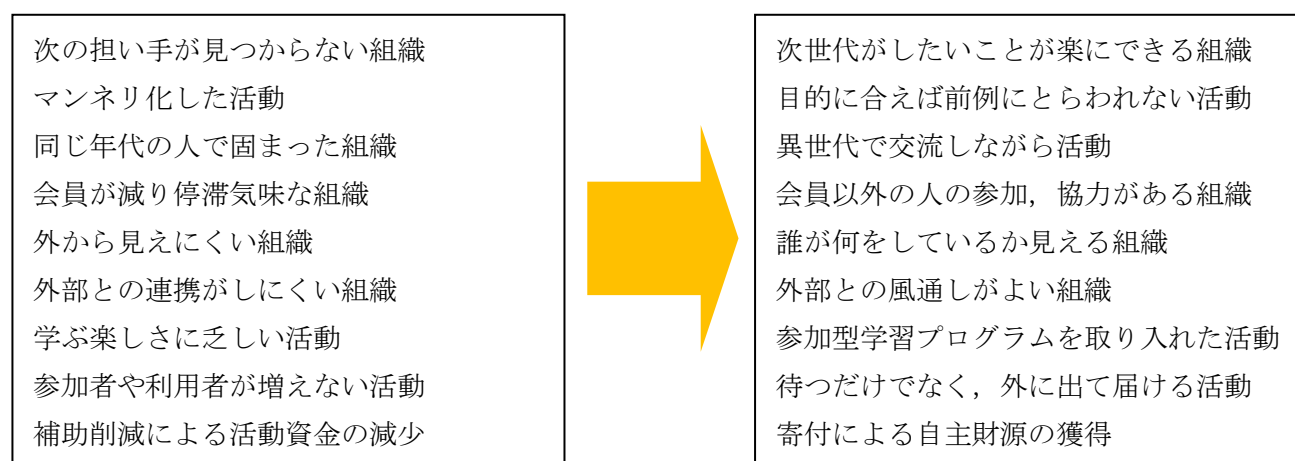
組織改革: 風通しをよくする, 参加しにくい人に配慮, 人の出番を増やす

二つ目の戦略は, 個人の参加・活動の受け皿となる活動組織が, 「みんなでいっしょに行う新しい公共づくり」のけん引役として, 参加の機会を増やす「参加型」の組織になっていくことです。

2章の課題でも触れたように, 地域にある多くの組織が, 新しい人材, 若い担い手が入ってこないといった問題を抱えており, 次世代にどう活動や組織をつなげていくかが課題になっています。比較的最近設立された NPO 法人も, その多くが県民に知られておらず, 会員や支援者が伸びていない状況にあります。

新しい公共のキーワードは, あらゆる人に居場所と出番をつくることでした。そこで, 戦略1による個人の活動参加のきっかけづくりと合わせて, いま活動に参加していない人が参加できるようにするために何ができるか考えましょう。

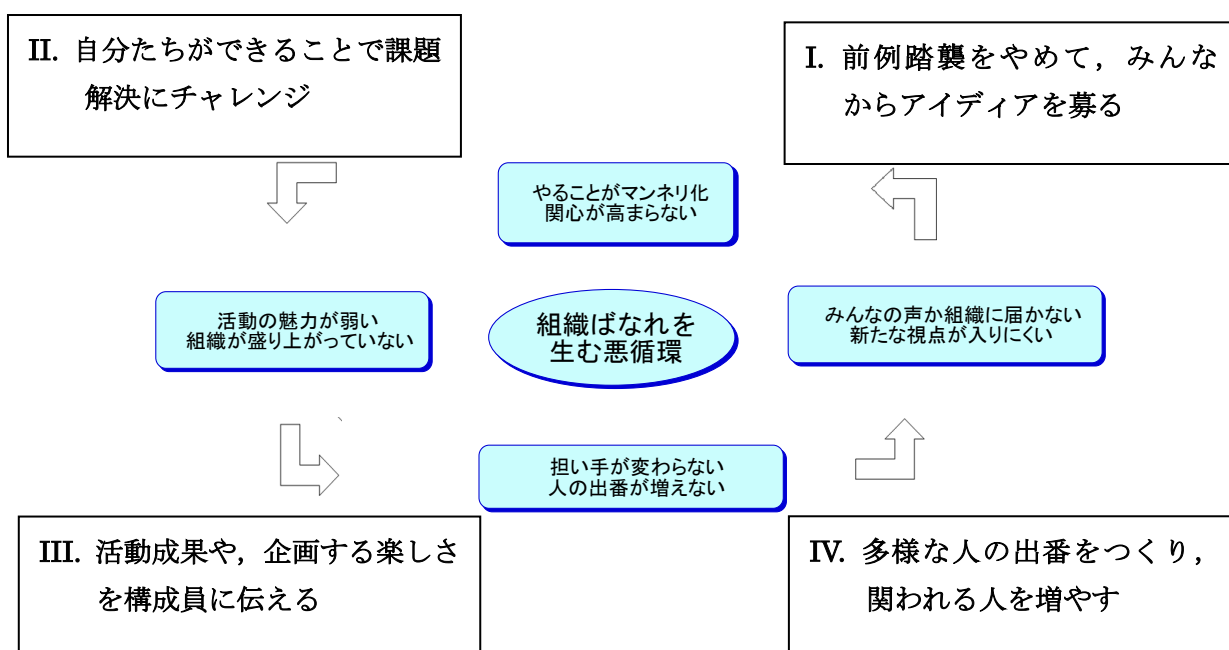
もし, みなさんの属する組織が左のような状況にあるとしたら, 右のような組織に変えていくことで, より多くの人参加しやすい組織になるでしょう。



既存の組織の在り方, 活動の仕方を少しずつ変えていくことで, 新たな人とのつながりをつくったり, 活動を時代の動向に即した新たな段階に発展させていくことにもつながります。

組織活性化の方策(コミュニティ組織(自治会・子ども会・PTAなど)やボランティア・グループ編)

地域にある組織も、企業の中にある組織も、歴史がある団体ほど役員や活動のパターンが固まってきて、下記のような悪循環に陥りやすいものです。マンネリ化、形骸化が進むと、いつも動ける人がいないという課題を抱えることとなります。みんなの参加を具体化するには、この循環を断ち切ることがポイントとなります。悪循環を断ち切るポイントは、I から IV をやってみることで。



I. (アクション⑧) 前例踏襲をやめて、みんなからアイデアを募る

長く活動を続けていると、同じ行事をするのが当たり前になり、いわゆるマンネリ化がおきます。参加者や担い手が集まらない原因にマンネリ化があるとしたら、次のことをしてみましょう。

会員の声が出やすいようにして、組織をよくするためのアイデアを募る

組織の外にいる人には連絡をとりたくてもとれません。組織の中の人には声を聴こうと思えば方法があります。組織を活性化するためのアイデアは、会員の中に眠っていたりします。それをどういかに出すかが大切です。自由に発言できる状況をつくり、コミュニケーションの方法を工夫すればいいのです。その上で、そもそもこの組織は何のため、誰のための組織か、今行っている各事業は本当に行う必要があるのか、みんなが賛同していることなのかについて、組織の構成員の声を聴く機会をつくっていきましょう。アンケートという方法もありますが、本音や前向きな話が出るようにするには、まず懇親を深めるところから始めて、自由に気楽に話せる場をつくったり、ワークショップの手法を取り入れて会議の仕方をより参加的なやり方に変えてみるのもひとつの方法です。

会議を円滑に楽しく行えるようにするには、発言や参加を引き出すファシリテーションの手法を学んで取り入れることが効果的です。その手法は地域でも職場でも、いろいろな場面で役に立ちます。

現状の組織や活動をみんなの視点から点検することで、場合によっては、すでに役割を終えているといえる事業が見えてくるかもしれません。アンケートやワークショップから他にやるべき事業や組織活性化のアイデアが出てくるかもしれません。そこで思い切って活動を変えたり、新たな提案をもとに活動を企画して、みんなで運営することで、組織が活性化することはよくあることです。

他地域、他組織の事例からヒントや刺激を得る

新たな役員が、前例を踏襲するだけでなく、何をすればいいかを考える機会をつくることは重要です。その際、ゼロから考えて事業を企画するのは大変なので、他の似たような組織の活動を参考にするとよいでしょう。何かをしたいならば時間を投資して調べることです。

例えば、自治会、PTA、ボランティア・グループ、企業 CSR、NPO などが、先進的な活動事例を聞いたり、地域ごとに情報交換をする機会を増やすことも新しい公共の推進に役立ちます。

規約を点検して見直しを検討してみる

組織にはなんらかの規約があり、そこに目的、活動、会員資格、役員の人数や選び方、会議開催のルール、会費などが定められています。その規約に書かれていることが組織の実情と合っていない場合は、規約を見直すことも大切な作業です。組織のために活動があり、会員がいるのではなく、何らかの目的のために人が集まって、共に活動するために組織という手段があるのです。

役員の任期が1年間と短い場合、「自分の代だけ前例がないことをすると、次の代に迷惑をかけるかもしれないから」といって、結局例年どおりになってしまうこともよくあることです。どの部分はやり方を変えてもいいか、どの部分は変えない方がいいか、ということは初めて役員を引き受けた人にはわかりにくいものです。先代の役員が、「この部分だけしっかり押さえておけば、あとはやり方を変えても大丈夫」ということを引き継ぎの際に伝えるとよいでしょう。

今年のテーマや成果目標をつくる

組織では、通常、新年度の計画や予算を決める総会を開きます。計画を作って総会で決める際に、今年の成果目標なり、重点テーマを計画に盛り込むようにすると、マンネリ化を防ぐのにも役立ちます。何月に何をすると書かれたものは、行事スケジュールであって、それだけでは本当の計画とは言えません。計画には目標が必要で、それがあればどれだけ達成できたかを評価し、改善することもできます。

目標やテーマに沿った活動を意識すれば、従来の活動とは違う活動も考えやすくなります。「なぜいつもと違うことをするのか」と聞かれたときも、「今年はこれがテーマだから」といえれば説明しやすいです。テーマや目標は単年度ではなく、3年くらいの中長期で考えることもできます。組織を活性化させたい場合は、役員や会員が長期的な目標を考える機会をもち、長期的な目標を定めたうえで、1年目は何を達成し、2年目は何をすると、というように年間計画をつくとよいでしょう。

II. (アクション⑨) 自分たちができることで課題解決にチャレンジ

組織として行う新しい活動のヒントやきっかけはどこにあるのでしょうか。I でメンバーの誰かが提案して、これをやりたいというアイデアから始める場合があります。その場合は、せっかく提案をして

くれた人が、企画や活動の運営に関われるよう出番をつくとよいでしょう。

上部団体や地域の他の団体から、活動が提案されることもあります。ただ、外部から要請を受けてそのまま行うだけだと、なぜ行うのかが構成員に浸透しづらく、組織の活性化にはつながりにくいでしょう。外部から提案や要請があったときには、趣旨や内容、自組織に期待されている役割をよく聞き、自分たちとしては、どういう目的で、何についてどこまでは協力するか、よく話し合うようにして、受け身の活動にならないようにしましょう。

また、組織を活性化したり、新たな活動を探したいのであれば、地域の異業種の団体が集まって地域課題について協議する場（地域の子育てを考えるフォーラム、地域円卓会議など）に参加すると、地域社会や組織のまわりで何が問題になっているか、他の組織がどの解決にどうかかわっているかを知ることができます。

会員からの声が出やすくなったり、外部とのコミュニケーションが図れるようになると、組織の風通しがよくなります。そうすると、今までは組織の活動のテーマにはならなかったことが、活動の対象になりうることに気づくでしょう。地域には課題や活動のテーマはたくさんあります。もちろんすべてを対象にすることはできません。メンバーが関心をもちやすいテーマ、組織の強みを生かしやすい活動、少し頑張れば自分たちでもできそうな活動など、何らかの基準で活動を選ぶことは必要です。特に、会員同士の助けあいを趣旨にしている組織であれば、会員から「困った」、「何とかしよう」と声が上がると、役員自身もほっておけないと感じたら思い切ってチャレンジしてみましよう。初めて取り組むことは、「失敗したらどうしようか」とか「会員が理解し協力してくれるだろうか」と不安になることもあります。けれども、そうしたときに「まずやってみよう」と声を掛けあい動き出せば、協力者は現れるものです。チャレンジして不安を共に乗り越えたときに、仲間の意識が芽生えます。

III. (アクション⑩) 活動成果や、企画する楽しさを構成員に伝える

せっかく新たな活動にチャレンジして成果を上げても、それが構成員や組織に伝わらないともったいないことです。総会や構成員が集まるイベントは、活動の成果をアピールするチャンスです。また組織の会報やホームページでも紹介しましょう。

こうした伝える活動のポイントは、活動しているときに写真やビデオなどの記録をとることです。文字より、人が喜んでいる写真、いきいきと活動している映像の方が伝わりやすいものです。組織の中には、写真やビデオの撮影を趣味にしている人や、ホームページなどをつくるのが得意な人もいます。そうした人に手伝ってもらうことで、みんなに活動が伝わりやすくなり、記録や広報の係という特技を生かしてみんなに貢献できる出番をつくることができます。

IV. (アクション⑪) 多様な人の出番をつくり、関われる人を増やす

活動の参加者や担い手を増やしたいというときには、いろいろな方法がありますが、多様な人が、多様なかたちで関われるようにする、という点は大事なポイントです。必ず会員にしなければならないとか、必ずこれをしなければならぬ、といったしほりがあることが、人が参加しにくい要因になっていることもありますので、必要ならこれまでの決まりを（これも前例）を見直してみましよう。

活動や会合の曜日や時間帯を配慮する

子ども会やPTAなどは、共働きで昼間に自由な時間がなかったり、週末も子どもが忙しいなど、以前とは家庭の状況が変わっているのに合わせて、役員の役割や集まりの時間帯などを、より参加しやすいものに見直すことを検討しましょう。

役員になれない人にも出番を

活動に興味はあるけれど、頻繁に活動に参加できないという人は役員になれないことが多いでしょう。それでもイベントのときの写真係やホームページの作成、物を運ぶときの運搬など、部分的には協力できる人がいたら、参加したい気持ちを大事にして係や役割をつくるのもひとつの方法です。

会員以外の人に助っ人を頼む

まちの若い衆が減って、町外から神輿の担ぎ手を募るということはよくあることです。同じ発想で、会員だけで活動するという発想ではなく、必要に応じて臨時会員の仲間を募るという方法もあります。会員になるのは抵抗があるけれど、イベントには参加したい、という人は結構いるものです。そのような人の参加を呼びかける場合は、活動参加のメリットを見せることです。神輿を担ぐ、楽器を演奏する、ダンスを披露する、子どもたちと触れ合う、農作業をするなど、活動の場を求めている人や愛好家のグループはたくさんあります。子どもたちや学生などは、地域の人と交流したり、やったことがないことを体験する機会であれば興味をもつでしょう。都市部の小学校が、農村にきて田畑での農体験活動、人生を考えている若者が1年間農村に住むところを得る代わりに地域の作業を手伝う活動など、互いにメリットがある交流であることが大切です。耕作放棄地で米をつくり、都市部の人に米のオーナーとしてカンパしてもらい、代わりに米を送るなど、人や資金が必要というピンチのときこそ、実は新たな人のつながりをつくるチャンスなのです。

すべての人に居場所と出番を

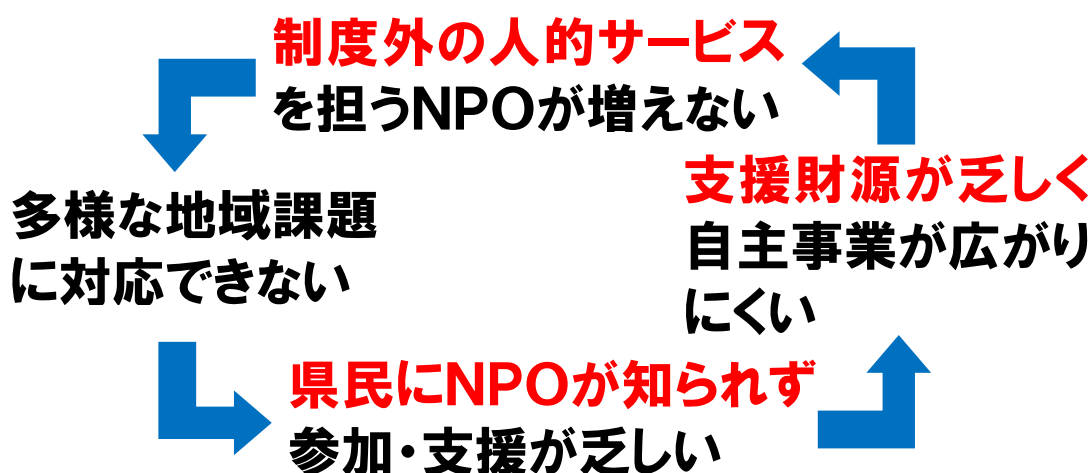
「新しい公共」のキーワードである「居場所」と「出番」をつくるということは、孤立を防いで人のつながりをつくらうというものです。そして、日ごろは行政や周りの人に支援されることが多い人、たとえば、病気や障害のため体力に自信がない人、まわりに話し相手が少ない人、学校や職場に行きにくい人、子どもの世話が大変で地域の活動に参加しにくい人、日本語がわからなかったり、耳や目が不自由なためコミュニケーションのハンディがある人など、このような事情がある人が地域の一員として、みんなと共に活躍できる場をつくる、ということが新しい公共の重要な部分です。

たとえば、仲間が認知症になっても、まわりが配慮して共に活動できるようにするとか、孤立しがちな人がいたら活動にさそう、といったことは、市民同士だからできる大事な活動です。

外国人が多い地域では、自治会の案内を翻訳して説明し、防災訓練や祭りへの参加を呼び掛けたり、PTAの行事で言葉の壁を越えて交流するイベントを行うなどの工夫をしています。情報面でのバリアを取り除くために、外国語や手話の通訳をつけたり、漢字にひらがなをつける、わかりやすい文章にするなどの方法もあります。小さな子どもがいる場合は、保育があれば行事にも参加しやすくなるでしょう。大事なことは、何をすればいろいろな事情がある人が活動に参加しやすくなるか、ハンディがある仲間にかいてみることです。

組織活性化の方策(NPO法人編)

市民が、NPO 法人という非営利目的（分配を目的としない）の法人を簡単につくれるようになったのは、1998 年に NPO 法という法律ができてからです。それ以来、茨城県内にもおよそ**700**もの NPO 法人が誕生しています。⁶ こうした法人の中には、自主的につくり、設立からそれほど年月がたっていないのにも関わらず、マンネリ化とは違う意味で組織の課題をもっている団体が少なくありません。みんなの参加を実現するには、市民活動の受け皿となることが期待されている NPO 法人の、組織としての発展が重要なテーマになります。けれども現状の NPO 法人は、その存在があまり県民に知られておらず、会員や寄付での参加もまだ低調です。参加が伸びない背景には、次のような悪循環があるようです。



18 ページで説明している悪循環の図とも重なりますが、NPO は活動がマンネリ化しているというよりは、やりたいことは明確にもっているけれど、その自主的な活動を続けたり、広げるために欠かせない資金（支援財源）が不足しているという課題があります。いわば血液が足りないために、運動したくてもできない、というような状況があります。現状の NPO 法人の収入の多くは、行政の委託費や公的な福祉事業に関する事業収入です（詳しくは資料編 40 ページ参照）。

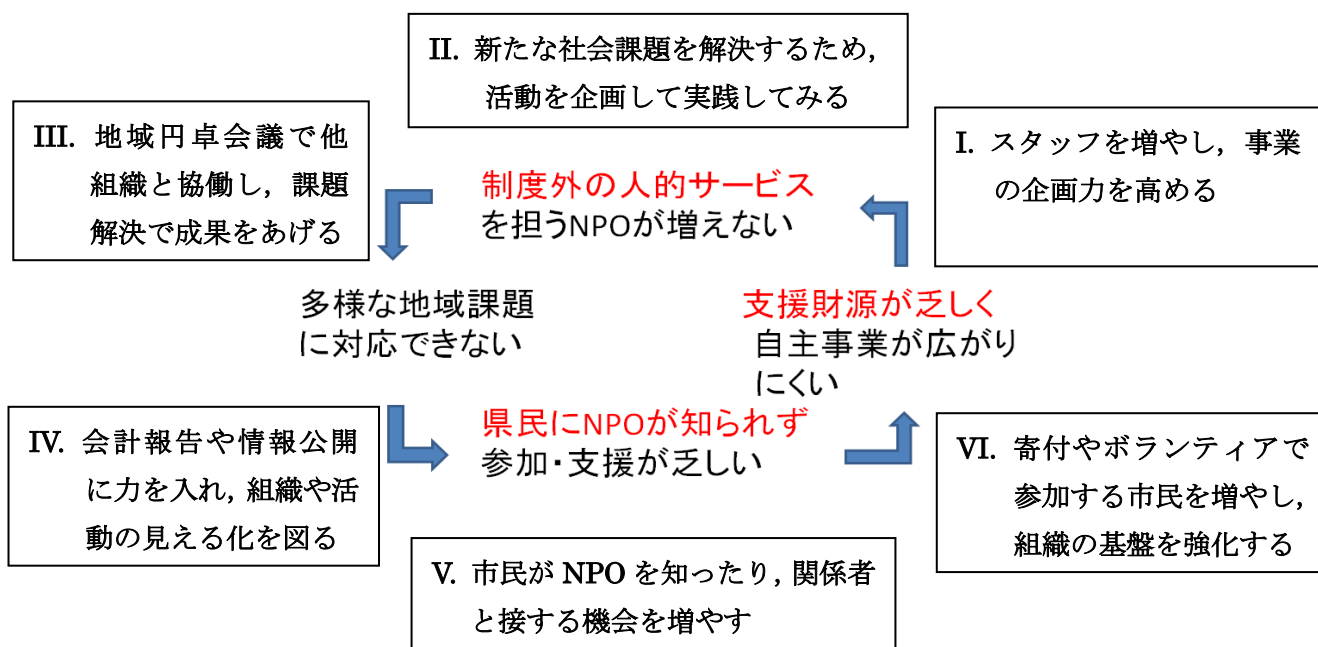
本来の NPO とは、何らかの地域課題について、参加したいけれど直に関われないという人の想いを、会費や寄付というかたちで託され、それを原資にすることで、行政や企業が行えないサービスを行うことができます。それが、上記の図の制度外の人的サービスです。第 2 章でふれた様々な生活課題に対応するには、この部分を発展させることが必要です（ひきこもってる人が社会に出る場づくり、生活を再建したい人への寄り添い型の就労支援、外出支援などの地域での助け合い活動など）。

また、少しの時間でも活動に参加したい人に対して、必要な活動内容、時間、場所、方法など、参加の機会をつくる仕事を「コーディネート」といいます。常に状況を把握し、活動を企画し、組織内に情報を流し、ボランティアを募集し、問い合わせに対応する、そのようなスタッフがいるか、いないかがとても重要になります。NPO 向けの様々な助成金がありますが、その多くは単発の資金援助なので、

⁶ 茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室の調査による。

事務局スタッフの人件費には充てることができません。市民参加を進めるうえで欠かせない事務局スタッフを多くのNPO法人がもてるようにするには、会員や寄付を増やすことがとても重要なのです。政府の新しい公共関連施策において、新たな寄付税制の導入など、寄付の推進が重視されたのはこのためです。

では、どうすれば上記の悪循環を乗り越えることができるでしょうか。



I. (アクション⑫) スタッフを増やし、事業の企画力を高める

NPO法人は、運営に協力する正会員が少なくとも10名はいるはずですが、実際には動ける人がごくわずか、ということが多いようです。これは、組織の立ち上げ方によっても変わります。最初に同志が集い、サークル的な活動を経てNPO法人を立ち上げた場合は、数名は動ける人がいますが、個人が一念発起してNPO法人をつくる場合、法人化をいそぐと実質一人で動くことになりやすいようです。

いずれの場合でも、日々動ける専従者に近いスタッフがおけるかどうかで、行える活動の範囲が変わってきます。人材が不足していると考えれば、腰を据えてその対応から始める必要があります。その際に重要なことは、組織のミッション（目的・使命）を明確に示し、それに賛同し、自らの時間を割ける人を見つけて仲間にする事です。ミッションを共有していれば、人は自主的に活動することができます。ミッションが伝わっていなかったり、スタッフの主体性が弱いと、人がいても指示待ちとなり、一人でやった方が早い、といったことになりがちです。活動に関わる人に、なぜNPOとしてこの事業を企画しているのか、何を実現しようとしているのか、わかりやすく説明することが大切です。

また、実際の組織運営には、次の役割を担う人が必要になります。役割を担える人が足りないという場合は、組織の内部で育てるか、外部から探してくるようにして人材を確保しましょう。

- 地域の課題をもとに事業を立案し、賛同者や支援者にアピールできる人
- 助成金申請や会員や寄付の募集など、活動資金の獲得について企画し、組織をリードする人
- NPO 法人のルールを理解し、所轄庁や法務局に出す書類を作成し、管理する人
- NPO 法人の会計ルールを理解し、適切な会計処理や決算書などの作成ができる人
- スタッフを雇用している場合は、雇用管理、給与の管理ができる人
- ボランティア希望者など、NPO に関心をもってくれた人に丁寧に対応する人
- 活動の状況を情報誌やホームページに掲載するなど、広報を担える人
- その NPO 法人の活動に必要な専門的な知識や経験をもった人

NPO は学びの場、学んだことを実践する場でもあります。近年、組織基盤強化のための助成金も徐々に増えてきているので、それらを活用して内部研修を行ったり、中間支援組織が行っている研修を受け人材育成を行いましょう（組織運営力を高めることを「キャパシティ・ビルディング」といいます）。

以前に比べて、ボランティアや NPO に関心をもつ若い世代は増えています。また団塊の世代を皮切りに、会社から地域に活動の場を移す人が増えてきます。そのような人たちが活躍できる居場所と出番をどれくらいつくれるかが重要です。

II. (アクション⑬) 新たな社会課題を解決するため、活動を企画して実践してみる

NPO の存在価値のひとつに自主性や先駆性があります。何かの課題に気づいたとき、組織のミッションにかなうことであれば、迅速に行動できます。そして活動の必要性を社会にアピールすることで、寄付やボランティアを募ることもできます。地域には、行政だけでは解決できない課題がたくさんあります。それだけ NPO として取り組めることも多くあるということです。

NPO が新たな事業を立ち上げる際のポイントは、これから人々の関心が高まっていきそうな地域課題に関して情報収集をすることです。課題の状況を調べたり、他地域でその課題に関してどのような動きがあるか、行政や他の組織はどう対応しようとしているかを調べます。次に、その課題の解決に役立ちそうな資源が地域にないか探してみます。その課題に関係していそうな組織や使いそうな場所、協力が得られそうな人がいないか調べます。課題と資源を組み合わせることが重要です。

例えば、フードバンクは食の貧困の問題と、処分されている食品を結び付けた活動です。芸術家など発表や創造の場を求める人と、場を活かしたい人の組み合わせを考える、何かを教えたい人と学びたい人の接点をつくる、など組み合わせればいいのです。地域には、廃校、空き民家、空き室、空き店舗、耕作放棄地が増えています。そうした場をどう課題解決に役立てられるか、何かがしたい人の居場所にできるか、これからの知恵の出どころです。

III. (アクション⑭) 地域円卓会議で他組織と協働し、課題解決で成果をあげる

地域にある課題や資源をうまく組み合わせる上で効果的なのが、異なる立場の人が協力できることを話し合う場としての地域円卓会議です。地域円卓会議は、まず事業のテーマとなる地域課題があり、それにかかわりそうなキーパーソンが集って協力してできる事業を立案するパターンと、地域の多様な

メンバーが集い、そのメンバーで協働できる事業を考えて実行するパターンがあります。前者の場合は、現状共有はしやすいですが、それぞれがすでに活動しているので、協働につなげるには新たな事業を企画する力がいります。後者の場合は、何について協力して取り組むか、協働するテーマをどう設定するかがポイントになります。いずれの場合も、下記のような地域円卓会議のプロセスを経る中で、参加団体がアイデアや持てる資源を出し合っていければ、単独の組織ではできなかったような協働事業を実施することが可能です。

- 課題の存在と、それぞれの立場、活動を知る。
- 課題への各立場の考えを聞き、課題への理解を深め、課題を共有する。
- 課題解決のためになる活動のアイデアを出す。
- 課題に関わる新たな仲間を増やす。
- 各主体の具体的役割、目標を合意する。
- 事業の持続についての責任感を共有する。

IV. (アクション⑮) 会計報告や情報公開に力を入れ、組織や活動の見える化を図る

行政や企業など他の組織と連携したり、支援者を増やし持続していく上では、組織の信頼性を高めることが重要になります。茨城県の認証を受けた NPO 法人はおよそ**700**あります。その中で、人々や組織に選ばれる組織になるには、まず NPO 法人の情報公開制度を活用して、目的や実績をアピールすることです。所轄庁に提出した事業報告や決算はインターネットでも閲覧できるようになりましたので、できるだけ詳細でわかりやすい活動報告を公開しましょう。また、会計報告については「NPO 法人会計基準」⁷に沿って作成しましょう。

さらに、茨城県と中間支援組織などが運営する NPO データベース⁸にも、定期的に活動実績などを登録しましょう。そのことにより、インターネットで団体を検索している企業、行政、市民、助成団体からのかかわりが増えるほか、パソコン・ソフトの寄贈などのメリットも得ることができます。

V. (アクション⑯) 市民が NPO を知ったり、関係者と接する機会を増やす

事業報告やデータベース登録による情報開示だけでなく、積極的に地域に情報発信することもできます。まずできることは、組織を紹介するパンフレットや情報誌を作成して、市民活動センターなどに掲示することです。また、行事などの際に新聞や地域情報誌、ラジオ、テレビの取材を依頼し、メディアを通じて紹介してもらうこと、自治体の広報誌に紹介記事を掲載してもらうことも、地域で組織の認知度を高めることに役立ちます。また、市民活動を紹介するイベントに出展したり、地域の NPO 関係者の集まりに積極的に参加して、人脈を広げましょう。

⁷ 「NPO 法人会計基準」は、支援者にとってわかりやすく団体を比較しやすい会計を広げるために、NPO 関係者と会計の専門家が 2 年間検討し、平成 22 年 7 月に公表したルールです。

⁸ NPO ヒロバ <www.npo-hiroba.or.jp>

VI. (アクション⑱) 寄付やボランティアで参加する市民を増やし、組織の基盤を強化する

新たな活動に取り組み、情報公開や広報に積極的に行ったあとは、その成果を収穫しましょう。それが会員、ボランティア、寄付を募る活動です。このような課題の解決にここまでの成果を上げているが、さらに取り組みを続けるにはこれくらいの人や資金が必要だと、具体的に示しながら協力を求めましょう。それは、何かに協力したい人の参加の選択肢をつくることにもなります。寄付募集については、中間支援組織が行っている寄付仲介事業（いばらき未来基金など）を活用しましょう。

戦略1, 2に関して、中間支援組織に期待される役割

- 地域活動やNPOに関する相談に対応できるよう、スタッフ対象の研修機会を増やす。
- NPO法人の設立だけでなく、設立した後の運営相談に乗れる体制づくりを進める。
- 地域で市民が参加できるイベント、サークルなどの情報を集め市民に提供するほか、複数の機関がもっている団体情報や活動支援情報の共有化をはかり、市民が身近なところで必要な情報が得られたり、相談できるようにする。
- 活動報告書作成、ホームページ作成、会計、データベース登録などについて研修や個別相談に力をいれ、地域の活動が周りから見えるようにする。
- ボランティア講座やプロボノ体験講座などを通じ、市民団体と活動希望者をつなげる。
- 学校、大学と連携できる団体を発掘して仲介するなど、サービス・ラーニングに協力する。
- CSRに取り組んでいる企業などと連携し、寄付やボランティアの推進・仲介を行う。
- 市民団体の助成金申請の支援と合わせて、寄付募集の支援も行う。
- 寄付文化を広げるために、税制優遇のある寄付仲介の仕組み（いばらき未来基金など）を活用して、市民が寄付に参加するよう広報面などで協力する。
- 様々な組織の協働のきっかけとなる地域円卓会議を多く開催したり、プレゼンテーションの研修をしたり、行政への提案提言活動を支援し、行政と民間の協働を促進する。
- 人材確保を支援したり、組織基盤が弱い組織同士をつなげるなど、組織強化を支援する。

戦略3:みんなをつなぐ仕組みづくり ～みんなで課題解決をすすめよう～

ポイント

- コーディネーターや中間支援を担える組織を増やしましょう。
- 様々な組織の協働のきっかけとなる地域円卓会議を多く開催しましょう。
- 市民が支援先を選んで寄付で参加する仕組みと寄付の文化を発展させましょう。

新しい公共を推進するための2つの戦略を掲げました。みんなが活動に参加すること（戦略1）と、参加の受け皿となる組織を活性化させること（戦略2）です。その上で、誰にも居場所と出番がある安心できる社会を具体化していくために、以下の5つの仕組みをつくっていくことが3つ目の戦略です。

I. (アクション⑱)学びあいの仕組み

誰もが、学びたいことを学べ、仲間と共に学んだことを地域で活かせる。

II. (アクション⑲)市民同士の助けあいの仕組み

いつでも、身近なところに相談できる場があり、多様なかたちで助けあえる。

III. (アクション⑳)組織の協働の仕組み

立場を超えて人や組織が集まり、知恵を出し合い共同提案や協働事業をつくり課題解決をする。

IV. (アクション㉑)多様な働き方ができる仕組み

年齢、障害、言葉、家庭の事情など、人の多様性（ダイバーシティ）が配慮され、誰もが社会に貢献して働ける。

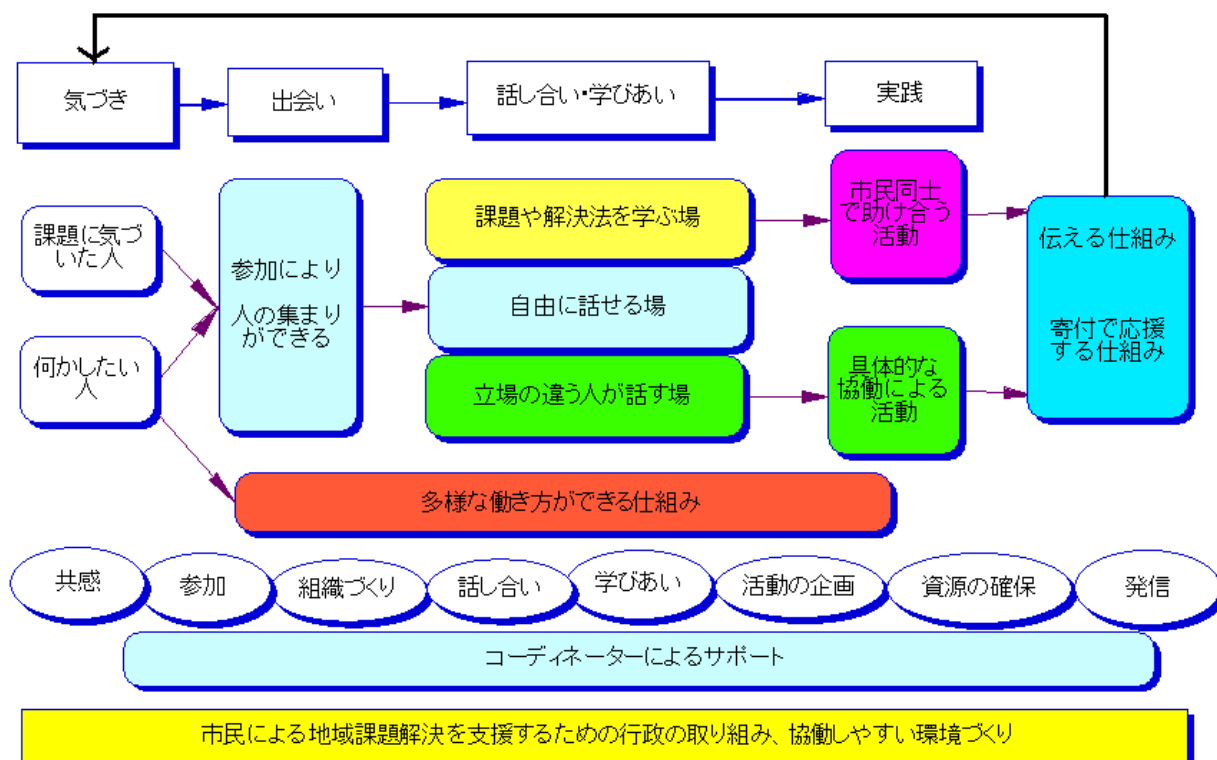
V. (アクション㉒)社会貢献をみんなで応援する仕組み

社会をよくする取り組みが、みんなに伝わり、それを応援したい人の寄付が流れる。

みんなをつなぐ仕組みをつくる上での行政の役割

市民や各組織が、地域課題や各自ができることに気づき、互いにつながり、活動や提案が増えるような環境づくりを行い、行政が担える役割を果たす。

下の図は、5つの仕組みの関係をまとめたものです。



地域のために何かをしたい思いをもった人が、活動や組織に参加するところから始まり、最初にするのは、社会の現状や課題、地域で行われている多様な市民活動を知ることでしょう。それが **I. 学びあいの仕組み** です。そこで学んだことを生かすのが、**II. 市民同士の助けあいの仕組み** です。さらに、少し大きな課題を解決するには、組織と組織が連携して取り組む必要もあります。それを促進するのが、**III. 組織の協働の仕組み** になります。

いろいろな組織で人材不足が課題とされる一方で、社会の役に立ちたいけれど仕事をする場がない、やることのないという人もたくさんいます。仕事の目的は、必ずしもお金を得ることだけではありません。年齢や障害、病気などのハンディがあって、すぐに一般就労ができない人が、無理せずに働ける場をつくるとか、半分は農業で半分は別の仕事をするとか、週に何時間かは NPO の仕事をするなど地域貢献と仕事を両立させる、などの **IV. 多様な働き方ができる仕組み** を増やせば、それだけ出番を増やすことができます。

そして、これらの新たな取り組みを広く紹介し、取り組みを広げるには、**V. 社会貢献をみんなで応援する仕組み** も欠かせません。そこで重要になるのが、メディアと寄付仲介です。

さらに**行政は、こうした参加と協力の取り組みが増えるような環境づくり**をし、市民の取り組みや提案を受けて、行政が担える部分で協働していけるように体制をつくっていくことが重要です。

まず、それぞれの組織において、市民活動や地域のことを学ぶ、メンバー同士で悩みを聞いたり協力する、他団体と何が連携できるか考える、ハンディがある人でもできる仕事をみつける、地域での各団体の取り組みの中から応援したい活動に寄付をする、そういう取り組みをしていけばよいのです。その取り組みがつながっていけば、みんなでつくる新たな社会は実現できるはずです。

I. (アクション⑱)学びあいの仕組み

誰もが学びたいことを学べ、仲間と共に学んだことを地域で活かせる仕組みをつくりましょう。

仕組みの内容	居場所を増やす	学べる機会を増やす	多様な市民教育のプログラムを増やす	学びの助けあいを広げる
目標 市民が集い、交流したり、学習活動に使える場所を増やす。	既存の活動の中で、あるいは新たに学べる機会をつくる。学びの情報を発信する。	地域や人の役に立つ活動、地域の課題を学んだり、活動を体験する企画を数多く開催する。	市民の学びあい活動と、学習に配慮が必要な人の学習を支援する。	
担い手	サロンや学びの場を増やす（地域の民家、空き施設、集会所など）。	会員以外も参加できる学習会、視察会などを企画し、活動希望者を募る。学習会の案内を組織内に広報する。	新たな住民向けの地域紹介（助けられ上手などの講座、異文化コミュニケーション、課題解決ワークショップ、会議の仕方の研修）	子どもの放課後教室や外国人向け夜間講座の学習支援ボランティアを増やす。
コミュニティ組織 ・ ボランティア組織	人が集える場づくり（空き施設の活用など）	ボランティア、実習生など、スタッフを募る（ボランティア講座など）。	活動見学、体験の受け入れ（出前講座、相談活動、外出支援などのボランティア養成講座。組織運営や提言に関する研修）	活動経験が豊富な人によるコーチングが得られる仕組みをつくる。
NPO 法人	企業がもつ遊休施設、厚生施設などを開放・提供する。	社員や顧客が参加できる学習会、視察会などを企画する。地域の学習会の案内を組織内に広報する。	企業の特性を生かした市民向けの学習プログラムを開発・提供。地域団体と連携し社員対象の市民教育を企画・実施。	出前講座や職場体験で協力。社員が地域行事に参加しやすいように配慮する。
企業 ・ 労働団体	学習施設を開放する。	公開講座を増やす。生徒に地域の情報を提供する。	市民団体と連携した地域貢献に関するプログラムをつくる。	学生、生徒による学習活動への協力
教育機関	公共施設を開放する。民家などを地域に提供する際の仲介の仕組みを検討する。	市民が企画した学習行事の広報を支援する。学習した市民に実践の機会を提供する。	地域団体と連携した職員研修を開催する。民間が開発した市民教育プログラムを事業に取り入れる。	出前講座制度で講師を派遣する。研修にかかる運営費を支援する。
行政				

II. (アクション⑱)市民同士の助けあいの仕組み

いつでも、身近なところで相談できる場を増やし、多様な助けあいを増やしましょう。

仕組みの内容	地域の助けあい ネットをつくる	よりそい・見守りを みんなで行う	相談窓口を増やし、 情報が伝わるように する
目標	問題や災害がおきたときに備えて、人や組織が知り合いになり、協力関係をつくっておく。	孤立しがちな世帯や悩みをもっている人にまわりが気づき、本人が問題を解決できるよう支援する。	日頃接している人に多様な相談窓口があること知らせる。各自が経験や知識を生かして相談に対応する。
担い手			
コミュニティ組織 ・ ボランティア組織	高齢者の単身世帯、障害者、鍵っ子、外国人等に対して必要に応じサポート体制をつくる。	虐待、いじめ、暴力、非行、不登校、徘徊など近所で気がついた場合に相談機関につなぐ。	地域にある相談窓口や生活支援に関する情報を仲間に知らせる。世話役が相談窓口になる。
災害支援組織	災害時に備え、顔の見える関係をつくる。防災避難訓練を行う。	震災で避難している人（特に高齢者）の孤独を防ぐ。	震災で避難している人の生活再建や心のケアに関する相談に対応する。
NPO 法人	対象別の相談事業団体が、互いの強みを共有する。行政、企業など多様な支援者をつなぐ。	電話相談、訪問、通訳、外出付き添い、食料、住居、就労など各団体がもつ支援機能をつなげる。	子育て、福祉、教育、医療、就労、住宅、法律など、専門性や当事者性を生かした相談窓口を開設、運営する。
企業	地域で問題や災害がおきたときに、企業として協力することを決めておく。	宅配の際の安否確認など、業務の一環で協力する。	職場でのメンタルヘルスを改善する。職場や店舗などで、地域にある相談窓口の情報を提供する。
労働団体	労働福祉団体の生活支援相談と市民団体の生活支援の連携	職場で悩んでいる人がいないか気を配る。	仕事や地域生活に関する相談窓口を開設する。 職場で、地域にある相談窓口の情報を提供する。
行政	生活支援にかかわる部署や民間組織と連携する。	要援護者の個人情報保護しつつ、個別の訪問支援などで民間と連携する。	公共施設で地域にある相談窓口の情報を提供する。 課題の当事者による自助グループづくりと相談事業を支援する。

III. (アクション⑳)組織の協働の仕組み

立場を超えて人や組織が集まり，知恵を出し合い共同提案や協働事業をつくり，課題解決を進めましょう。

仕組みの内容	多様なテーマでの地域 円卓会議を増やす	議論を踏まえた共同 提案を増やし，みんな で実践	課題解決のための協働 事業を企画し実践
担い手	地域の課題ごとに，課題にかかわる人や団体が集い，課題解決のために協力してできることを話し合い，具体化につなげる。	多くの人や団体が議論して地域をよくするためのルールや施策の提案・提言・計画をつくる。提案が具体化するようにみんなで取り組む。	複数の団体が協力して課題解決に取り組む実験的協働が数多く実施されている。協働が，各団体のもつ強みが融合する機会となる。
コミュニティ組織 ・ ボランティア組織	小地域の範囲で身近な問題を話し合う地域円卓会議を行う。	行政への要望だけでなく，自分たちでできる活動を計画し，市民に参加を呼びかける。	居場所づくり，学びあい，助けあい，などについて協力して活動する。
NPO 法人	特定のテーマに関して専門的に実践している立場や，課題の当事者の立場から提案する。	実践からの気づきに基づく課題提起，公共性のある事業の制度化に関する政策提言を行う。	事業のインパクトや対象を広げるために，他団体や行政との連携を進める。
企業 ・ 労働団体	企業や労働団体の立場から，関係する地域やテーマの地域円卓会議に参加する。	商品やサービスの提供，働き方などに関して，地域と共にルールづくりや改善などに取り組む。	単独で地域貢献を行うだけでなく，地域の団体と連携して活動し，課題解決に成果を出す。
大学 ・ 教育機関	研究の立場から地域円卓会議に参画し，統計や各地の実践事例など情報提供で貢献する。	提言づくりへの，若い世代の参画を促進する。研究者が調査や計画づくりに協力する。	課題把握，ニーズ調査，事業計画の立案，評価など研究者や学生の力を協働実践に役立てる。
メディア	地域円卓会議の議論を広く地域に紹介する。	提言の内容を市民にわかりやすく伝える。	協働の取り組みを紹介し，地域の関心を高める。
行政	市民と共に考えたいテーマを示し，地域円卓会議に積極的に参画する。従来からある協議会の運営で，地域円卓会議の手法を取り入れる。	民間による提案が地域に浸透して具体化するよう，側面的な支援をする。行政への提案について，実現可能な方法を市民と共に考え，具体化に努める。	協働のパートナーとして事業に参画し，行政が担えることをする。 行政単独で行っていた事業も，企画段階から民間と協働で行うやり方を取り入れる。

IV. (アクション②)多様な働き方ができる仕組み

年齢、障害、言葉、家庭の事情、ライフスタイルなど、人の多様性（ダイバーシティ）が配慮されるようにし、誰もが社会に貢献して働けるようにしましょう。

仕組みの内容	ダイバーシティの考え方を広める	仕事と地域参加が両立できるようにする	就労しにくい人に配慮し、出番をつくる
目標	年齢、障害、性別、国籍が異なる人が、互いの違いを認め合い、共に活動する機会を増やす。	半農半 X など複数の仕事をもったり、活動の拠点を共有したり、地域貢献しながら収入を得るなど新たな仕事のかたちをつくる。	人の多様性（ダイバーシティ）に配慮し、人に合わせて職場や仕事を工夫し、訓練などの就労サポートにより働く機会を増やし、自立を支援する。
担い手			
コミュニティ組織 ・ ボランティア組織	メンバーや役員に多様な人を加える。多様な立場の人の意向を聞き、参加しにくい点があれば取り除く。	耕作放棄地、空き家や空き店舗など、地域で活動したい人の拠点を提供しつつ若い世代と共に活動する。	草刈、清掃などの環境整備や地域の見守りや送迎、配達など、近所でできる仕事を開拓して人が働く機会をつくる。
NPO 法人	課題の当事者が集う場をつくり、自助組織づくりを支援する。声を出しにくい人の声や状況が社会に伝わるようにする。	自分たちが多様な働き方、場所を共有する仕組み、コミュニティ・ビジネスの実験を行い、成果を発信する。地域の保育介護環境を改善する。	保育や介護の相談などで仕事の継続を支援する。ハンディがある人向けの福祉的就労プログラムをつくる。ジョブコーチを養成し、企業に派遣する。
企業 ・ 労働団体	人的多様性に配慮した雇用と、顧客の人的多様性に配慮したサービス提供で、社会的包摂に貢献する。	ワーク・ライフ・バランスを重視し、ライフスタイルに応じた働き方ができる職場、地域づくりを行う。	地域と連携して社員の子育てや介護を支援したり、福祉的就労の機会が増えるように業務発注や訓練に協力する。
メディア	それぞれが立場、状況の違いを理解しあえるように伝える。	新たな多様な働き方の可能性や方法を地域に知らせる。	ボランティアと一般就労の間にある福祉的就労の可能性を紹介する。
行政	職員の登用や公共サービス提供の面で人的多様性に配慮する。バリアフリーや文書の多言語化を進める。	ワーク・ライフ・バランスや多様な働き方に関して啓発する。地域と連携して保育、介護の環境整備を進める。	行政においても福祉的就労の場をつくる。ジョブコーチの養成や派遣など福祉的就労を増やすための支援をする。

V. (アクション②)社会貢献をみんなで応援する仕組み

社会を良くする取り組みが、みんなに伝わり、それを応援したい人の寄付が流れるようにしましょう。

仕組みの内容	各団体の取り組みの見える化を図る	参加とつながりを広げる仕掛けをつくる	新しい公共をつくる市民活動を寄付で育てる
目標 担い手	新しい公共推進に関する各々の実践がまわりに伝わるような情報発信，交流の機会を増やす。	既存のメディアと市民団体が協力して，市民による情報発信を増やす。活動参加を広げるためのキャンペーンを企画する。	地域の様々な活動の中から，自分が共感する活動を選んで，寄付で応援するかたちで参加できるようにする。
コミュニティ組織 ・ ボランティア組織	従来のやり方を変えて組織が活性化した事例や地域課題を解決した事例を，関係する他団体に紹介して取り組みを広める。	多くの人が参加するイベントの中で，学びあい，助けあい，提案づくりなどの活動を紹介し参加を呼びかける。	寄付をするときは，それがどう課題解決につながっているか確認する。 寄付付きのイベントをするなど，自らも工夫して寄付を集めて活動する。
NPO 法人	団体情報を積極的に公開し，実績と信頼性をアピールする。自団体が地域，企業，行政などに対してできることが見えるようにする。	映像や動画で活動を紹介するようなメディアをつくる。他団体と連携して共同でアピールするキャンペーンやイベントを企画する。	自主事業を行う際に，寄付募集プログラムをつくる。いばらき未来基金などの寄付仲介の仕組みを活用して，寄付募集にチャレンジする。
企業 ・ 労働団体	社会的責任に関する取り組みを報告書などで公開したり，利害関係者と対話を深め，取り組みを知らせる。	社員が地域貢献活動に参加することを推奨する。 顧客と共に本業の中でできる地域貢献型の事業を企画・実施する。	社員参加型の寄付，顧客参加型の寄付（寄付つき商品など）などで，寄付する機会を増えるようにする。
教育機関	学生・生徒が地域の活動を調べたり，体験する機会を増やすため，サービス・ラーニングのプログラムを地域と連携して運営し，未来の担い手を育てる。		寄付が社会でどのように役に立つか学習する機会をつくる。
メディア	市民リポーター，住民ディレクターなど市民による情報の担い手を増やし，活動参画が広がるような情報発信の実験を市民団体と連携して行う。		寄付や寄付に支えられた活動への関心が高まるようにする。
行政	新しい公共に関する地域の各団体の情報が，行政内部にも住民にも見えるようにする。市民の自主的な活動が横につながる機会をつくったり，行政ができる支援を行う。		寄付を推進する上で，広報面や税制面などで側面支援できることを検討して実施する。

みんなをつなぐ仕組みをつくる上での行政の役割

新しい公共は、市民、市民団体や企業など民間が主体となって取り組むものですが、行政もパートナーとしての役割が求められます。市民が集い学ぶ際には、集まれる場や市民同士の情報伝達が重要になりますが、行政は、だれもが利用できるという意味での「公共性」のある場所や、情報を伝える広報メディアをもっています。人のつながりをつくる際に重要になるのが、連絡先などの個人情報です。個人情報を保護しつつ、いかに活用して地域で助け合える関係づくりに役立てるかといったことや、行政が管理している施設を地域住民が活用しやすいようにどう開いていくか、といったことも、今後、市民と行政と一緒に検討していく必要があります。

市民団体が行政と関わる際に課題になりやすいのが、いわゆる行政の縦割りです。新しい公共に関して市民が取り組む課題は、テーマが複数の行政部署にまたがることもあるでしょう。今後は、地域円卓会議など行政以外の組織や実行委員会が主催する会議に、テーマに関係する行政部署の人が招かれる機会も増えるでしょう。このような地域からの働きかけに対応していけるような、行政内部の体制づくりも必要です。戦略2のところで課題とされている事業のマンネリ化は、行政組織でもありうることで、地域課題の解決を市民団体と共に考え議論する中で、新たな行政の役割や事業を生み出すことも可能になるでしょう。

市民団体と行政の連携協働において重要なことは、対話をすることです。市民から行政に何らかの提案がなされた際に、仮に前例がないことであっても、まず受けとめることが大切です。その上で、どのような情報を加えれば行政としても検討できるか、協働するにはどのような条件をクリアする必要があるかを説明するなど、行政ができることやできないこと、行政が市民団体に期待することなどを話して、互いに理解を深めることが重要です。それは市民の提案力を高めることにもつながります。

みんなの社会づくりを実現するには、行政やそこで働く人が、これからの地域づくりについて共に話し、共に考え、その上で自らができる役割（以下は取り組みの例）を担うことが重要です。

市民活動に関する情報の収集と提供に関して

- 自治体の市民活動センターは、活動参加に役立つ情報を、市民団体だけでなく自治体内からも集め、市民への一元的な情報提供に努める。
- 自治体の施設に市民活動のイベント情報を掲示するコーナーを設けたり、広報誌やホームページで市民活動を広報したり、自治体主催の行事で地域の活動を紹介する。
- NPO法の所轄庁と中間支援組織が連携して、NPO法人の情報データベースを運営し、市民や各団体が団体情報を得やすい状況をつくる。
- 活動参加を支援するコーディネーターを養成して、市民活動センターなどに配置し、身近なところで相談に対応できる体制をつくる。

市民が行事などに参加しやすい環境づくりに関して

- 市民向けの啓発事業を行う際、テーマに関連する市民団体からも企画についてアイデアを募ったり、広報の仕方を工夫し、必要な人に情報が届くようにする。

- 障害者、高齢者、外国人などが、地域活動への参加の機会が減ることがないように、広報物はやさしい日本語を用いたり、地域の外国人住民の状況に応じて情報の多言語化を推進する。
- 外国人や障害者、幼い子をもつ親などが行事に参加できるよう、保育の手配、手話通訳、要約筆記、外国語での通訳などについて、その分野に専門性をもった市民団体や当事者団体と協力する。

行政施設を活用した市民同士の接点づくりに関して

- 教育施設を含む行政施設は、多くの人に市民活動の情報を提供できる場になりうるが、多様な情報がある中で、公平、適切に情報提供しようとする、情報を選ぶことが施設管理者の負担になることがある。負担を減らす方法として、団体の活動内容や実績のデータベースをもっている市民活動センターなどが窓口となって、イベント・チラシの内容や主催団体を確認し、確認を経た情報を様々な施設で掲示・配布することで、施設ごとに判断しなくてすむ仕組みをつくることもできる。また、バラバラにチラシを配布するのではなく、情報提供の対象ごとに(例えば小中生のボランティア活動希望者など)情報を編集した冊子をつかって配布する方法もある。どうすれば公的施設で多様な団体の情報提供が可能になるか、中間支援組織などと連携して情報提供の方法を検討する。
- 学習やスポーツなどで公共施設を利用している団体は、互いに接点がつくりやすいので、施設利用者の懇談会を開催したり、団体が協力して合同のイベント活動を企画するなど、場を共有する団体同士でつながりを深められるようにする。
- 研修施設や教育施設などを統廃合するときなどは、市民の居場所と出番を増やすきっかけとなるように、遊休施設の活用方法について市民団体からもアイデアを募り、場の活用プランをつくる中から新たな団体や事業が生まれるよう側面的に支援する。
- 市民が協力して公共の場を運営することの意味や方法を学び、自主管理する力を高める研修などを行い、市民主体の運営にしていく。

行政組織内または地域の団体との連携に関して

- 学習施設は、学習施設同士の研修プログラムについて、縦割りを超えて情報共有と連携を深める。
- 自治体が行っている各種相談活動と、当事者団体やNPOが行う相談活動の連携や役割分担を進める。
- 協働やNPOに関する職員研修を行い、協働についての意識を高める。
- 行政の取り組みを市民団体が学ぶ機会や、行政と市民団体が意見交換する機会を増やし、市民団体の提案が行政施策に反映しやすい状況をつくる。
- 市民団体の提案を受け止める窓口や、庁内を横断する協働推進体制を整備する。
- 行政計画の策定に、関連する活動をしている市民団体が参画できるようにする。
- 事業提案制度、プロポーザル方式による事業委託など、市民団体が事業提案できる機会を増やす。

活動をコーディネートする人材・組織の育成に関して

- 市民対象のサービスをしている機関で、活動の相談に対応するコーディネーターの育成を行う。
- 行政職員が個人として地域の活動に参加し、地域に人脈を広げることを支援する。
- ファシリテーション研修を開催し、参加型の会議の手法と組織運営を広める。
- 地域に中間支援の役割を担える人や組織が増えるよう、側面的な支援を行う。

第5章 今後の新しい公共の推進体制と取り組み

1. (アクション⑳)新しい公共推進委員会の設置

本指針の内容をさらに具体的に推進するために、継続して指針の運用状況进行评估し見直しを行うため、新しい公共推進委員会を設置します。委員会は新しい公共支援事業に関わってきた各セクターの関係者で構成し、マルチ・ステークホルダー・プロセスに基づいて運営することとします。

2. (アクション㉑)指針の具体化

本指針の戦略 1, 2 については、委員会で成功事例を収集し検討して、新しい公共の推進事例集（仮称）を作成し、各主体の取り組みに役立てます。

本指針の戦略 2 に掲げた NPO の基盤強化については、新しい公共支援事業で行ってきた基盤整備を継承しつつ、中間支援組織が県内の NPO に呼びかけて取り組み、県は側面的な支援を行うこととします。

本指針の戦略 3 に掲げた 5 つの仕組みについては、関係する団体と部局でワーキング・グループを設置し、さらに検討して具体的な実施計画をつくり実践していきます。なお、ワーキング・グループには各主体からメンバーを募り、マルチ・ステークホルダー・プロセスでプロジェクトとして展開します。

3. (アクション㉒)新しい公共推進コーディネーター(仮称)の育成

本指針の戦略を展開するためには、多くのコーディネーターが必要となります。すでに、戦略 3 の III. 組織の協働の仕組みに関しては、「地域円卓会議コーディネーター養成講座」を行っています。今後は、次の 5 つの担い手を育成し、各地域で展開するための人材を確保します。下記の I～V の仕組みに必要なコーディネーター等を総合的、継続的に養成し、これらの人々のネットワーク化を進め、専門性を備えた人材を育成します。

仕組み	中核となる担い手	役割
I. 学びあいの仕組み	学びあいコーディネーター	学びを生かした活動の開発支援を行う
II. 市民同士の助けあいの仕組み	助けあいコーディネーター	支えあう関係の育成と地域の関係づくりを行う
III. 組織の協働の仕組み	協働事業化コーディネーター	地域円卓会議を運営し、実践活動の改善を行う
IV. 多様な働き方ができる仕組み	多様性（多文化）コーディネーター	組織の人的多様性の活用を推進する
V. 社会貢献をみんなで応援する仕組み	社会貢献開発コーディネーター	寄付と活動をつなぐ社会資源を開拓する

< 資料編 >

1. 「茨城県新しい公共推進指針策定検討会」の概要

『茨城県新しい公共推進指針 ～みんなで創る いばらき の未来～』は、平成 24 年度茨城県新しい公共支援事業に伴う活動基盤整備事業委託業務（新しい公共推進指針策定事業）として、「茨城県新しい公共推進指針策定検討会」によって検討、策定されました。



検討委員

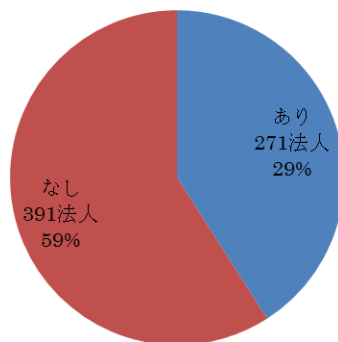
分野	組織名	役職名	氏名 (順不同)
有識者 (委員長)	常磐大学 コミュニティ振興学部 ヒューマンサービス学科	教授	池田 幸也
事業者	一般社団法人 茨城県経営者協会	経営・教育担当	加藤 祐一
福祉	社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会	福祉のまちづくり推進部長	篠原 義典
NPO 等	NPO 法人 スマイル・ステーション	代表理事	松浦 幹司
中間支援組織	NPO 法人 ひたち NPO センター・ with you	事務局長	田尻 英美子
中間支援組織	認定 NPO 法人 茨城 NPO センター・ コモンズ	常務理事・事務局長	横田 能洋
市町村	笠間市 市民生活部 市民活動課	課長	内桶 克之
市町村	常総市 市民生活部 市民協働課	課長	岡野 久子
茨城県	茨城県 保健福祉部 子ども家庭課	課長	小澤 正哉
茨城県	茨城県 商工労働部 労働政策課	課長	川又 敏郎
茨城県	茨城県 教育庁 生涯学習課	課長	高橋 鉄夫
茨城県	茨城県 生活環境部 生活文化課 県民運動推進室	室長	森田 百合子
アドバイザー	IHOE [人と組織と地球のための国際 研究所]	代表	川北 秀人

検討経過

回	日時	会場	内容
第1回	9月27日(木) 午前10時～12時	茨城県労働福祉会館 5階 第4会議室	<ul style="list-style-type: none"> 委員の自己紹介, 要項などの検討, 委員長の選任 検討会の進め方などの検討 茨城県のこれまでの市民活動・協働推進施策の成果と課題の検証
第2回	10月25日(木) 午後3時～5時15分	茨城県水戸合同庁舎 6階 601会議室	<ul style="list-style-type: none"> 川北氏より全国の協働環境整備の進捗状況についてのご報告 協働推進体制についての検討
第3回	11月16日(金) 午後2時～4時半	茨城県労働福祉会館 5階 第4会議室	<ul style="list-style-type: none"> 他の都道府県における協働事例の共有 新しい公共推進のために解決すべき課題と, 他県の協働推進施策の確認 他の都道府県における新しい公共推進指針の内容確認 「茨城県新しい公共推進指針」の骨格検討
第4回	12月13日(木) 午後2時～4時	茨城県水戸合同庁舎 5階 501会議室	<ul style="list-style-type: none"> 「茨城県新しい公共推進指針」骨子案の検討
第5回	1月18日(金) 午後2時～4時半	茨城県労働福祉会館 5階 第4会議室	<ul style="list-style-type: none"> 「茨城県新しい公共推進指針」骨子案の検討及び基調となる考え方の検討
第6回	2月1日(金) 午後3時半～6時	茨城県三の丸庁舎 3階 共用会議室A	<ul style="list-style-type: none"> 「茨城県新しい公共推進指針」骨子案の検討 「茨城県新しい公共推進指針」の内容の検討
第7回	2月18日(月) 午後2時～4時半	茨城県労働福祉会館 5階 第4会議室	<ul style="list-style-type: none"> 委員長による基調文についての検討 「茨城県新しい公共推進指針」骨子第2案の内容に関する検討
第8回	3月21日(木) 午後3時～5時半	茨城県水戸合同庁舎 5階 501会議室	<ul style="list-style-type: none"> 「茨城県新しい公共推進指針」最終案の修正と承認

2. 新しい公共における課題

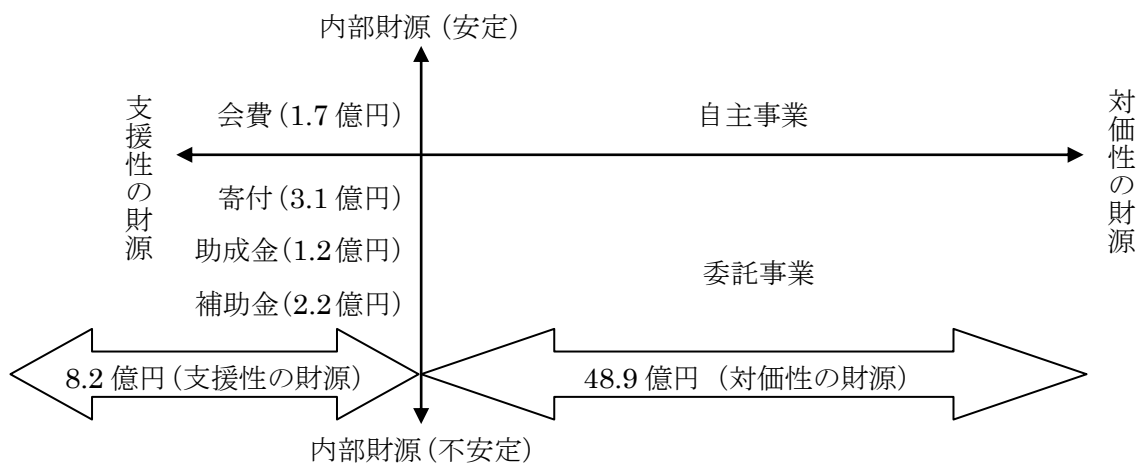
- 市民団体の情報開示・発信支援が弱い。
(ウェブサイトやパンフレットなどが無い団体が多い)



ウェブサイトやブログがある NPO 法人の割合

※ 茨城 NPO センター・コモンズ調査 (平成 24 年 9 月)。

- 助成金や寄付など民間財源が集まっていない。



※ 茨城 NPO センター・コモンズ調査 (平成 24 年 9 月)。2010 年度の県内 NPO 法人の財務諸表分析。

- 地域活動の担い手となる人材がまだ少ない。また市民団体への参加人数が少ない。

アンケート 送付数	有効 回答数	正会員			
		個人	平均	団体	平均
550	96	4,723	49.2	48	0.5

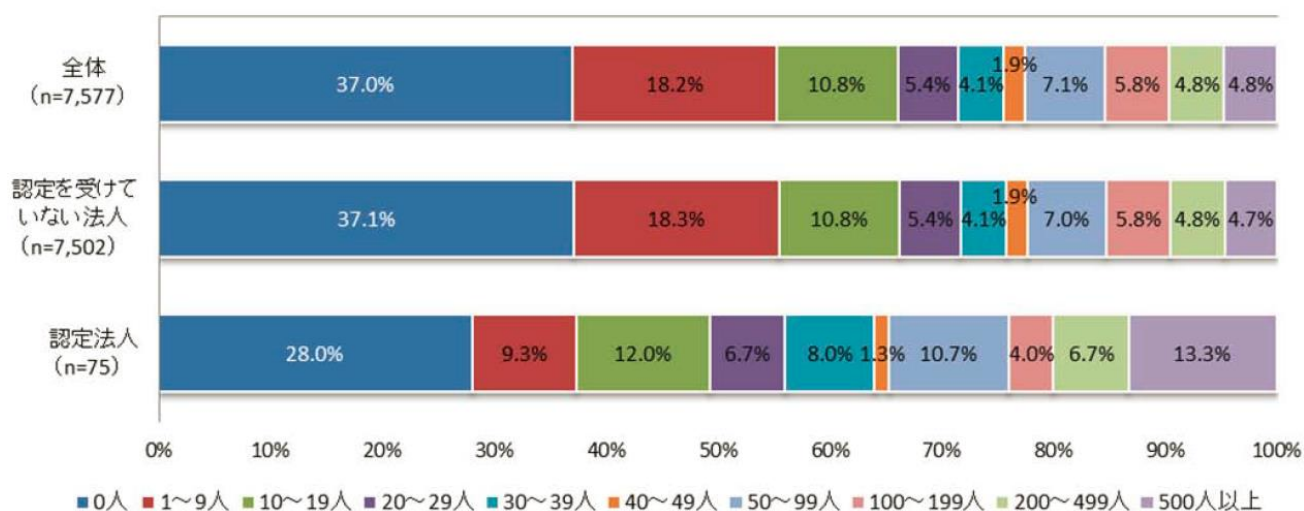
賛助会員			
個人	平均	団体	平均
1,635	17.0	100	1.0

その他の会員（利用会員など）			
個人	平均	団体	平均
2,050	21.4	13	0.1

有給職員数			
フルタイム	平均	パートタイム	平均
198	2.1	468	4.9

県内 NPO 法人に参加している人数（平成 23 年末現在）⁹

図表2-26 ボランティア数【平成23年4月～回答日現在】



※ 内閣府（平成 24 年 8 月）『平成 23 年度 特定非営利活動法人の実態及び認定特定非営利活動法人制度の利用状況に関する調査 報告書』 p. 24

⁹ 茨城 NPO センター・コモンズ調査（平成 24 年 9 月）

- NPO 法人数が少ない（人口 1 万人あたりの法人数は**2.28**と全 47 都道府県中**第2位の少なさ**）。¹⁰
- 市民団体の様々な運営相談に対応できる組織が少ない。
- 行政と市民団体との定期的な対話の場がない。
- 行政、企業、市民団体、生協、労働組合、メディア、教育機関など、異なるセクターの組織の交流の機会が少ない。
- 市民団体同士のネットワークが弱い。
- 市民団体における協働の理解が進んでいない。
- 協働を推進するコーディネーターが不足している。

形態	茨城県									
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	合計
業務委託	15	22	24	22	21	30	43	55	56	288
補助金・助成金	4	10	10	10	-	20	24	24	33	135
事業協力	13	14	10	14	17	19	18	19	26	150
共催・後援	7	9	9	11	-	16	24	18	20	114
企画立案への参画	2	2	2	1	2	1	3	5	6	24
実行委員会	-	-	-	-	-	0	2	3	3	8
指定管理者	-	-	-	-	-	22	23	23	22	90
その他	5	6	11	12	4	4	7	10	8	67
計	46	63	66	70	-	112	144	157	174	876
前年度比	-	37.0%	4.8%	6.1%	-	-	28.6%	9.0%	10.8%	-

形態	県内市町村									
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	合計
業務委託	27	79	155	181	186	242	244	249	296	1659
補助金・助成金	6	20	36	98	-	134	163	180	241	878
事業協力	10	11	37	57	86	123	140	162	158	784
共催・後援	12	16	37	42	-	84	79	69	81	420
企画立案への参画	3	6	17	15	14	17	30	35	33	170
実行委員会	-	-	-	-	-	8	30	37	55	130
指定管理者	-	-	-	-	-	15	39	41	58	153
その他	10	8	42	46	32	38	30	31	30	267
計	68	140	324	439	-	661	755	804	952	4461
前年度比	-	105.9%	131.4%	35.5%	-	-	14.2%	6.5%	18.4%	-

平成 16 年度～24 年度の NPO 法人等との協働件数の推移

※ 茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（平成 24 年）「平成 23 年度特定非営利活動法人（NPO 法人）等との連携・協働事業の実施状況調査結果について」を元に茨城 NPO センター・コモンズが表を作成。

※ 統計項目を一部変更しているため、「-」と表記。

※ うち平成 24 年度の NPO 法人との協働件数は県：**47件**／174 件，市町村：**202件**／952 件。

¹⁰ 茨城 NPO センター・コモンズ調べ。人口は茨城県発表の「茨城県の人口と世帯（推計）」による。

(転載または引用の場合は必ず出典を明記のこと)

茨城県新しい公共推進指針 ～みんなで創る いばらき の未来～

平成 25 年 3 月

事業主体・発行

茨城県 生活環境部 生活文化課 県民運動推進室

水戸市三の丸 1-5-38 茨城県三の丸庁舎 2 階

電話：029-224-8120 eメール：undo@pref.ibaraki.lg.jp